

港湾労働関係資料2

平成25年11月
厚生労働省 職業安定局
建設・港湾対策室

平成25年港湾運送事業雇用実態調査報告

目 次

I 平成25年港湾運送事業雇用実態調査の概要

1 調査の目的	1
2 調査の内容	1

II 平成25年港湾運送事業雇用実態調査結果概要

1 事業所の属性に関する状況	5
(1)事業の種類	5
(2)事業所規模	6
2 港湾運送事業量に関する状況	7
3 常用労働者の労働条件等に関する状況	8
(1)年齢階級構成	8
(2)定年制	9
(3)退職金	10
(4)勤続年数	11
(5)賃金形態	12
(6)不就労日の賃金	13
(7)職種別労働者数	14
(8)労働時間、休日日数	15
(9)週休2日制	19
(10)交代制勤務	21
4 港湾派遣労働者及び日雇労働者の利用に関する状況	23
(1)使用事業所割合	23
(2)募集動機	24
(3)就労延人日数	25
(4)職種別労働者数(港湾派遣労働者、日雇労働者)	26
5 荷役の波動性に関する状況	27
(1)波動性の大きさ	27
(2)天候による波動性	28
(3)月末・月初の波動性	29
(4)土・日の就労状況	30
(5)港別日々の波動性	31
(6)港湾労働者の過不足	37
(7)不足の場合の対応方法	39
(8)最近の日曜夜間荷役等の状況	40
6 教育訓練の実施状況	41
(1)教育訓練の実施の有無	41
(2)教育訓練の実施方法	42
(3)教育訓練の種類	43
(4)実施しなかった理由	44

I 平成25年港湾運送事業雇用実態調査の概要

1 調査の目的

この調査は、港湾労働法（昭和63年法律第40号）第2条第2号の規定に基づく一般港湾運送事業、港湾荷役事業、はしけ運送事業及びいかだ運送事業並びに港湾運送関連事業を行う事業所について、当該事業に従事する労働者の雇用の実態を調査し、今後の港湾労働対策を推進するための基礎資料を得ることを目的としている。

2 調査の内容

(1) 対象港湾

イ 調査対象港湾

港湾労働法第2条第1号の規定に基づく港湾、すなわち東京港、横浜港、名古屋港、大阪港、神戸港及び関門港（6大港）

ロ 調査対象事業所

イの対象港湾において、港湾労働法第2条第2号の規定に基づく港湾運送事業及び港湾運送関連事業を行うすべての事業所 約1,000所

東京港	横浜港	名古屋港	大阪港	神戸港	関門港	合計
143	320	120	187	163	83	1,016

ハ 対象労働者

ロの事業所に雇用される現業部門の常用労働者、港湾労働法第2条第5号の規定に基づく港湾労働者派遣事業により派遣された労働者（以下、「派遣労働者」という。）及び日雇労働者

(2) 主な調査事項

イ 事業所の属性に関する事項

ロ 港湾運送事業量に関する事項

ハ 常用労働者の労働条件に関する事項

ニ 港湾派遣労働者及び日雇労働者の利用に関する事項

ホ 荷役の波動性に関する事項

ヘ 教育訓練の実施に関する事項

(3) 調査対象期日及び実施期間

原則として平成25年6月30日現在の状況について、平成25年7月1日から同7月31日までの間に実施

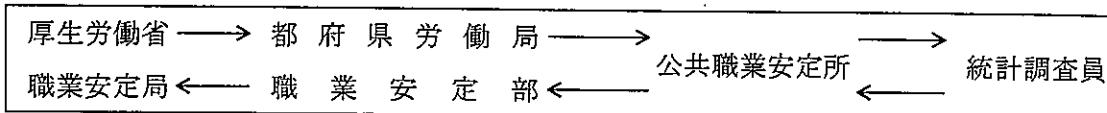
(4) 公表の時期

概要については、調査後一年以内に公表

(5) 調査の方法

原則として、調査員による実地他計の方法により実施

（調査機関の系統）



(6) 集計

厚生労働省職業安定局建設・港湾対策室において集計

(7) 回収状況

有効回答事業所数 931 所 (有効回答率 91.6 %)

東京港	横浜港	名古屋港	大阪港	神戸港	関門港	合計
123	270	118	179	158	83	931

(8) 主な用語の解説

用語	解説
6大港	港湾労働法第2条第1号の規定に基づく港湾、すなわち東京港、横浜港、名古屋港、大阪港、神戸港及び関門港
港湾運送	港湾において行う行為であって、次のいずれかに該当するもの イ 港湾運送事業法第2条第1項に規定する港湾運送のうち、同行第2号から第5号までのいずれかに該当する行為 ロ イに準ずる行為であって政令に定めるもの（港湾運送関連事業）
革新荷役	コンテナ荷役、自動車専用船荷役、RO/RO 船荷役及びサイロ荷役
在来荷役	「革新荷役」以外の荷役
常用労働者	期間を定めずに雇用している労働者又は2か月を超える期間を定めて雇用している労働者
日雇労働者	日々又は2か月以内の期間を定めて雇用している労働者
港湾派遣労働者	港湾労働法の規定に基づく港湾労働者派遣事業により派遣される労働者
日給月給	賃金が月単位で決められているが、欠勤した場合はその日数分を日割計算して差し引くもの
出来高給	賃金の基本的部分が生産高、作業量等を基準として支払われるもの
就労日数	港湾運送の業務に従事した日数

用語	解説
不就労日数	所定労働日数であって出勤したにもかかわらず、就労できなかつた日数
年間休日総数	年間の「週休日」及び「週休以外の日」（「国民の祝日・休日」、「年末年始の休日」、「夏期休暇用特別休日」、「会社創立記念日」、「その他休日」）の合計日数をいい、雇用調整等のための臨時休業日は含まない
週所定労働時間	就業規則等で定められた1週間の労働時間
完全週休2日制	毎週週休2日制を行っているもの
月3回週休2日制	月のうち、3週について週休2日制を行っているもの（その他の週は週休1日制又は週休1日半制）
隔週週休2日制	1週おきに週休2日制を行っているもの（その他の週は週休1日制又は週休1日半制）
月2日週休2日制	月のうち2週だけ週休2日制をとっているもの（その他の週は週休1日制又は週休1日半制）
月1日週休2日制	月のうち1週だけ週休2日制をとっているもの（その他の週は週休1日制又は週休1日半制）
交代勤務制	昼間から夜間・早朝に作業が及ぶ場合等に、作業時間を分割して労働者を交代して勤務させることをいい、1日の作業時間について労働者を交代させる回数に応じて2交代制、3交代制等に区分するもの
雇用する常用労働者で適正であった日	事業所で雇用する常用労働者をすべて使用して荷役作業を行い、当該労働者で過不足を生じなかった場合の日数
雇用する常用労働者で過剰であった日	事業所で雇用する常用労働者だけで荷役作業を行ったものの、荷役作業につくことができなかつた過剰常用労働者が生じた場合の日数
雇用する常用労働者で不足であった日	事業所で雇用する常用労働者を全て使用して荷役作業を行つたにもかかわらず、当該労働者数に不足を生じた場合の日数

用語	解説
早朝荷役	4:00~8:00の間に行う荷役
夜間荷役	16:30~翌4:00の間に行う荷役
在職者訓練	既に身につけた技能のほかに、別の技能を身につけさせるために行う訓練や、既に身につけた技能について、さらに、その技能を向上させるために行う訓練
船内荷役作業員	船内において、荷の積卸し作業に従事する者（ただし、各種機械の運転者を除く）
沿岸荷役作業員	埠頭から倉庫までの間における荷の積卸し作業に従事する者（ただし、各種機械の運転者を除く）
関連荷役作業員	船内又はコンテナ内において、固定、区画荷造、荷直、清掃の作業に従事する者
はしけ、いかだ作業員	はしけ又はいかだに乗り込み、はしけの積卸し、積荷の保全、航行又はいかだの編成、解体、航行の作業に従事する者
大型特種自動車運転者	大型特種自動車、大型自動車及び牽引自動車を運転する者

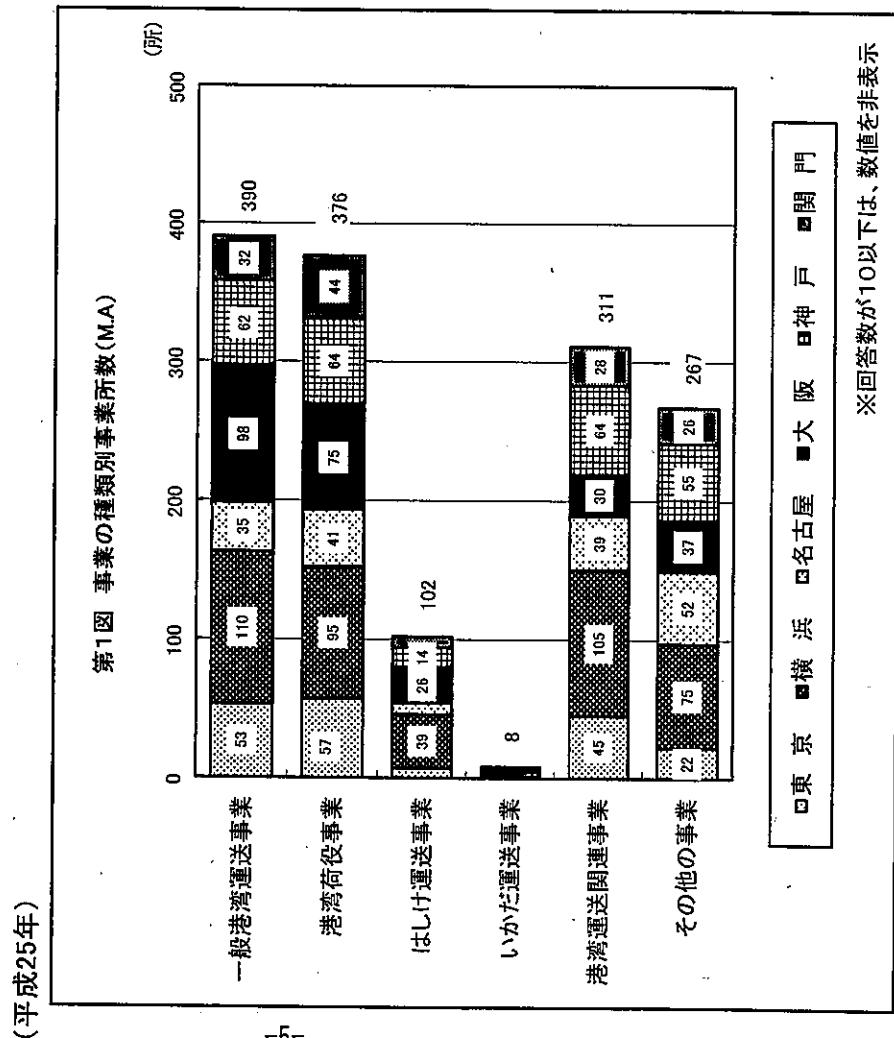
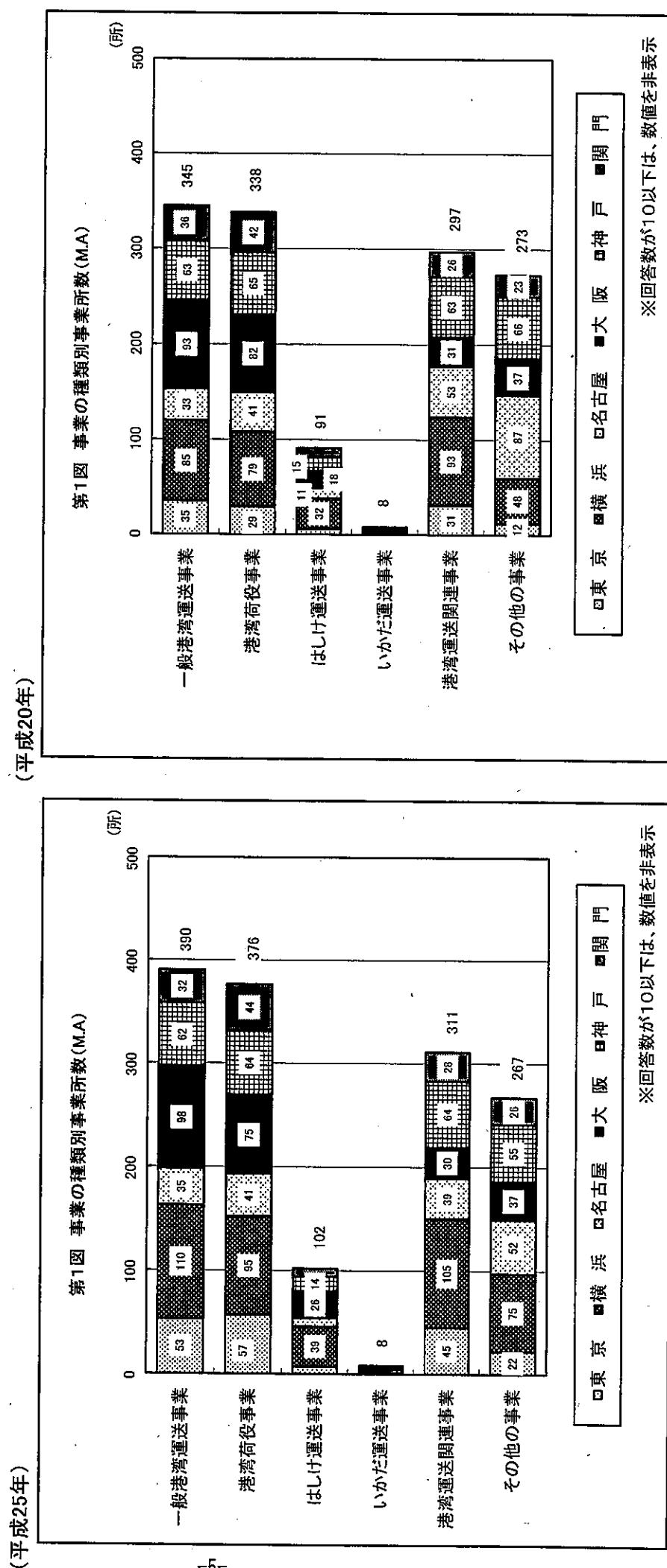
II 平成25年港湾運送事業雇用実態調査結果概要

1 事業所の属性に関する状況

(1) 事業の種類

港湾運送事業法(昭和26年法律第161号)第2条第3項及び第3条に規定する事業のうち港湾労働法適用業種及び「その他の事業」について、該当する事業の種類すべてに回答を求めた結果(複数回答可)、6大港全体は「その他の事業」が390事業所で41.8%と最も多く、次いで「港湾荷役事業」が376事業所で11.0%、「いまだ運送事業」が102事業所で11.0%、「じかけ運送事業」が102事業所で33.4%、「はしけ運送事業」が8事業所で0.9%となっている。

(平成25年)

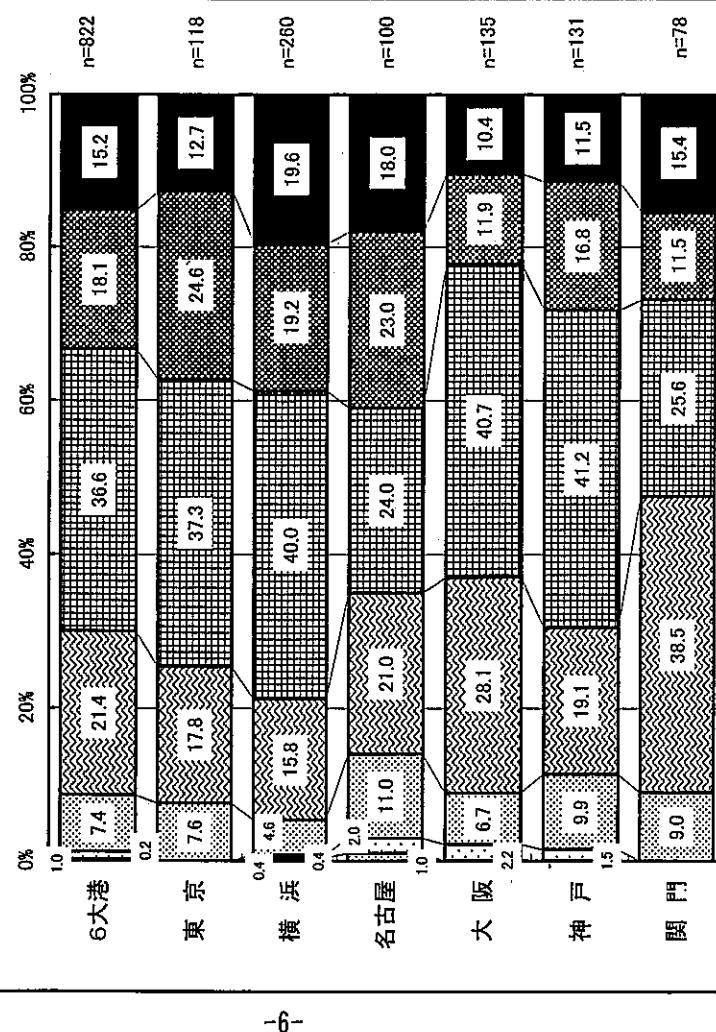


(2) 事業所規模

6大港全体では、30人未満の事業所が全体の69.9%（平成25年）を占め、平成20年（68.0%）と同程度であり、全体の約7割を占めている。港湾別では、横浜で30人未満の事業所が78.8%（平成25年）となつており、平成20年（77.0%）と同水準となつている。

（平成25年）

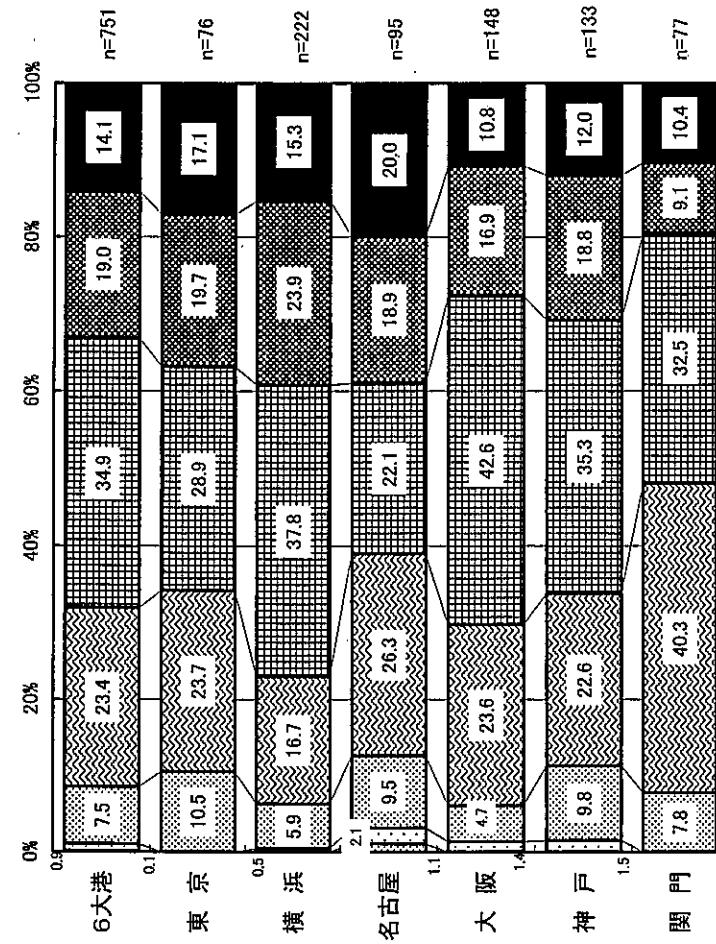
第2図 事業所規模割合



■500人以上 □300～499人 ■100～299人 ■30～99人 ■10～29人 ■5～9人 ■1～4人

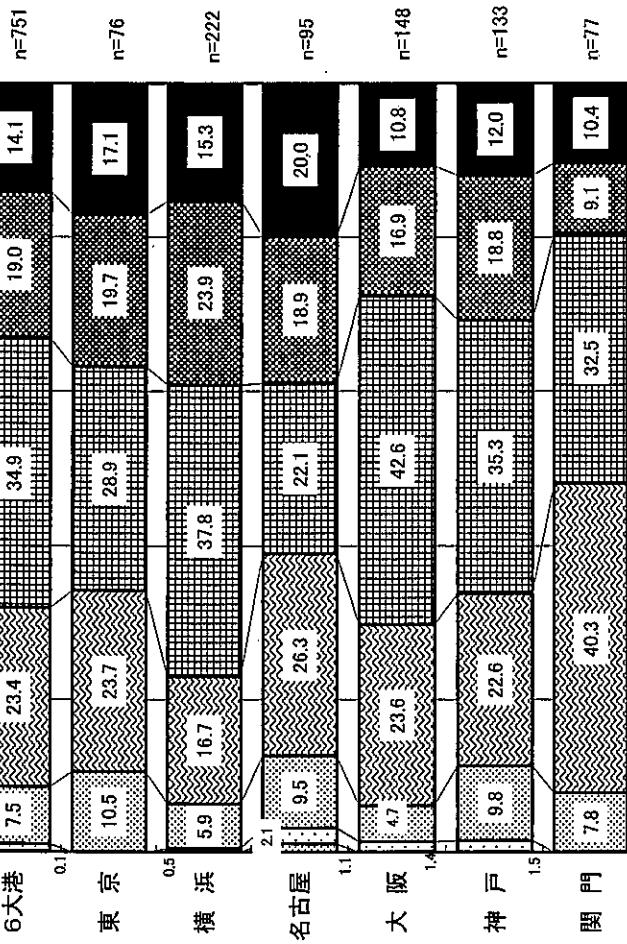
（平成20年）

第2図 事業所規模割合



■500人以上 □300～499人 ■100～299人 ■30～99人 ■10～29人 ■5～9人 ■1～4人

第2図 事業所規模割合



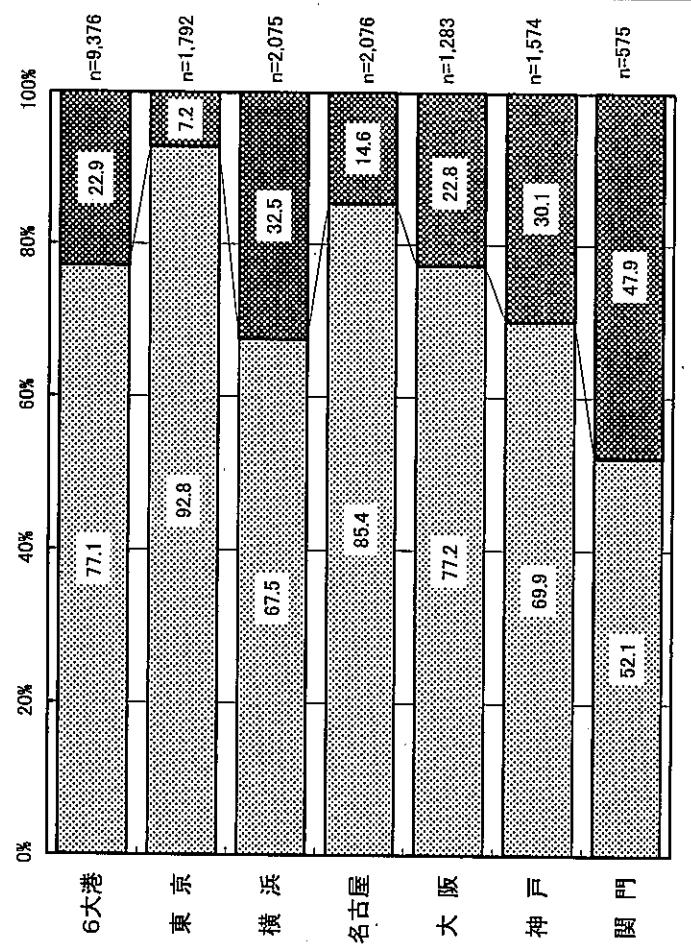
■500人以上 □300～499人 ■100～299人 ■30～99人 ■10～29人 ■5～9人 ■1～4人

2 港湾運送事業量に関する状況

6大港全体では、革新荷役が76.4%（平成20年）から77.1%（平成25年）に、平成20年と同水準となっており、革新荷役割合は高い水準で推移している。

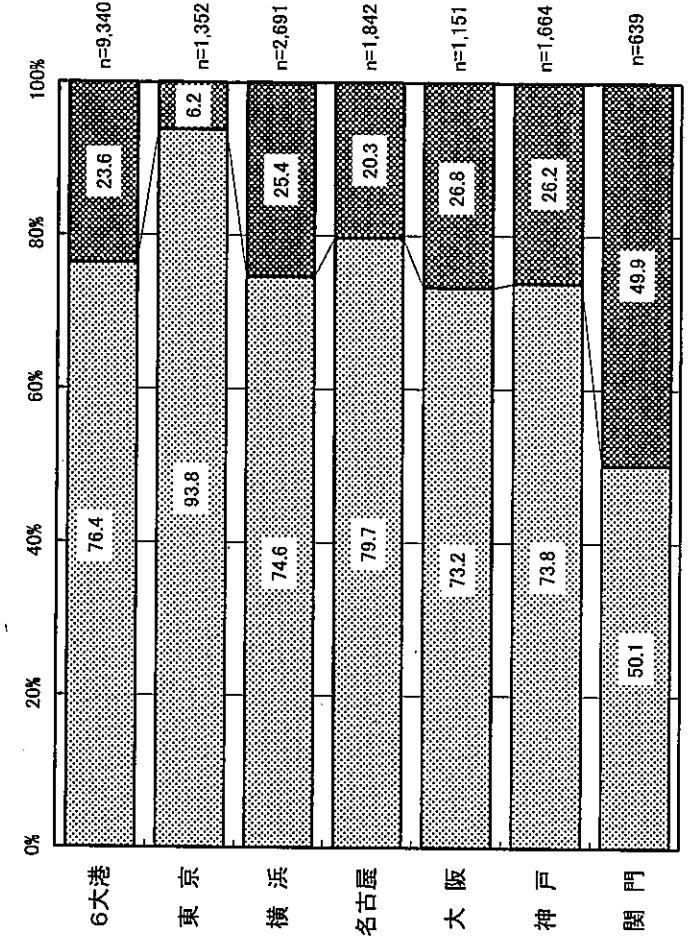
(平成25年)

第3図 革新荷役・在来荷役割合



(平成20年)

第3図 革新荷役・在来荷役割合



□革新荷役
■在来荷役

□革新荷役
■在来荷役

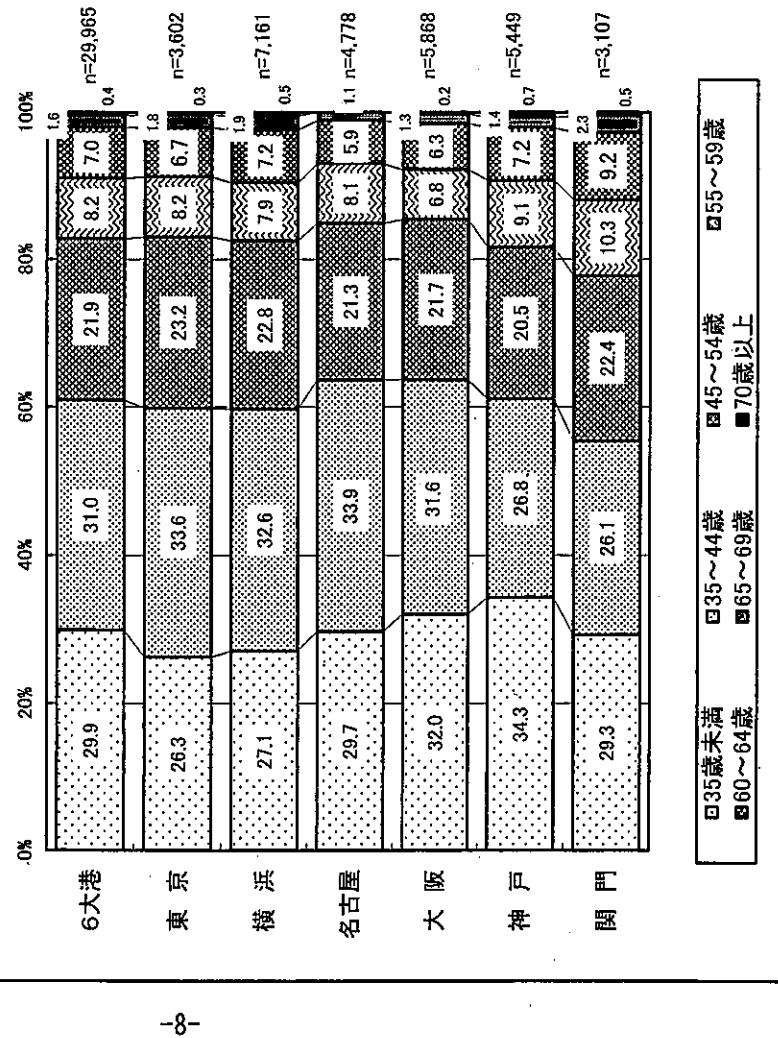
3 常用労働者の労働条件等に関する状況

(1) 年齢階級構成

6大港全体では、「35歳未満」が29.9%（平成25年）、「35～44歳」が31.0%（平成25年）、「35～44歳」が31.0%（平成25年）となり、平成20年と同じく全体の過半数以上を占めている。港湾別では、平成25年で「35歳未満」～「35～44歳」がいすゞの港も過半数以上を占めている。6大港、港湾別ともに、「55～59歳」～「60～64歳」が平成20年と比べ減少している。

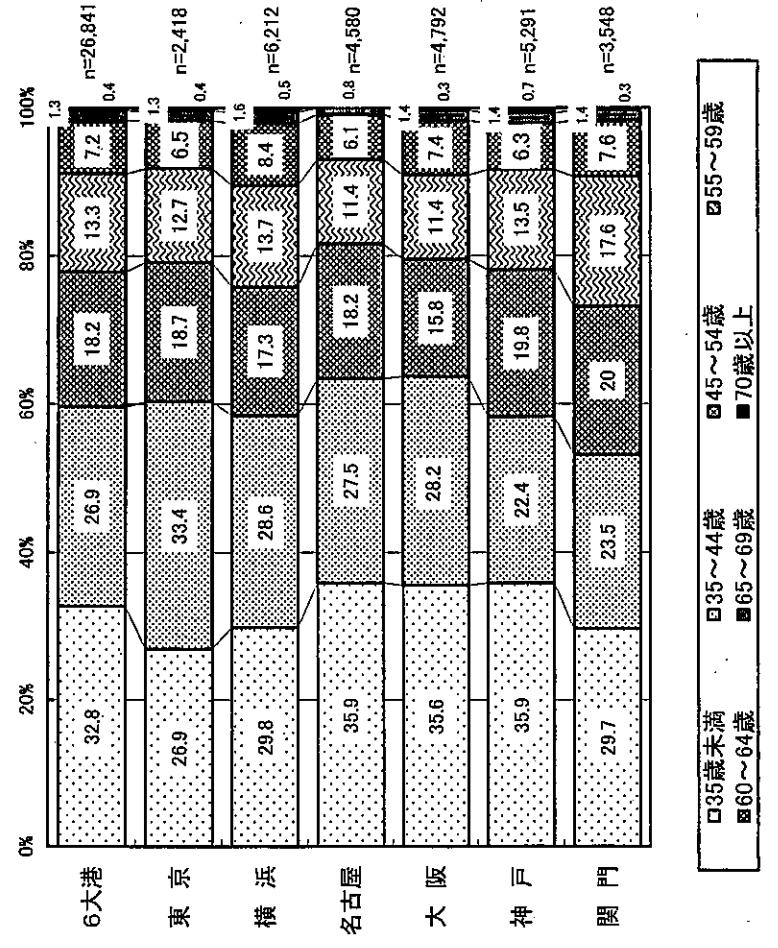
（平成25年）

第4図 常用労働者年齢階級構成



（平成20年）

第4図 常用労働者年齢階級構成



□35歳未満
■35～44歳
■45～54歳
■55～59歳
■60～64歳
■65～69歳
■70歳以上

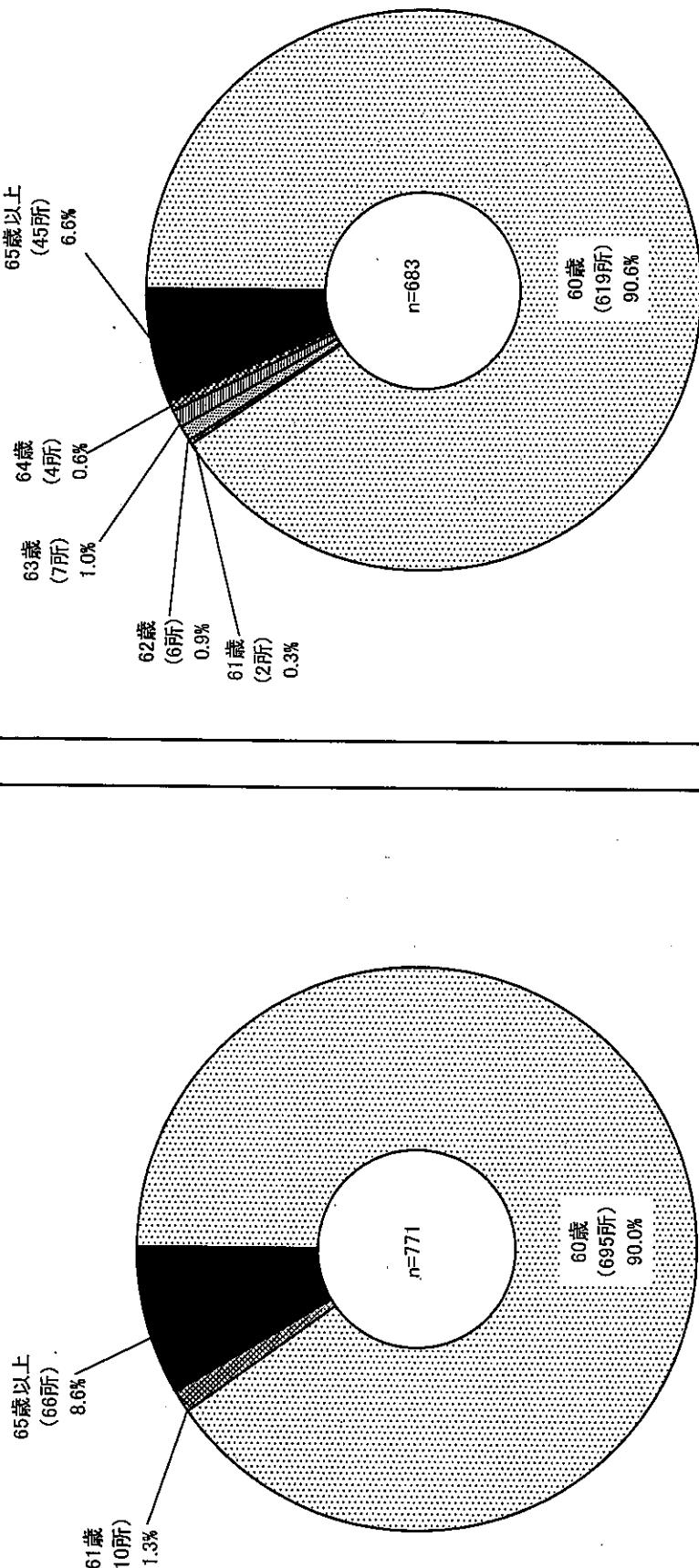
□35歳未満
■35～44歳
■45～54歳
■55～59歳
■60～64歳
■65～69歳
■70歳以上

(2) 定年制

6大港全体では、「60歳」の事業所90.0%であり、60歳定年が定着していると考えられる。

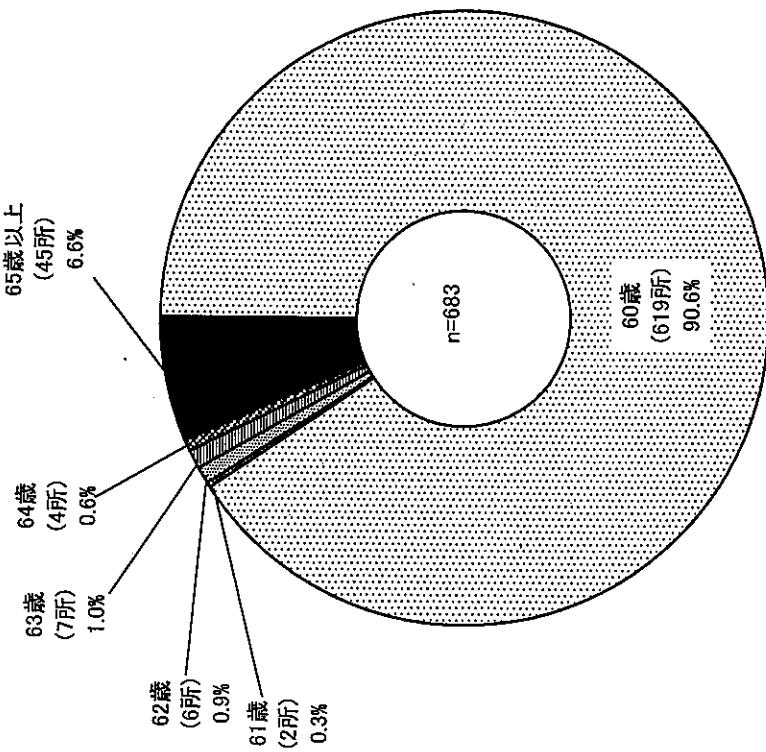
(平成25年)

第5図 定年年齢別事業所数



(平成20年)

第5図 定年年齢別事業所数

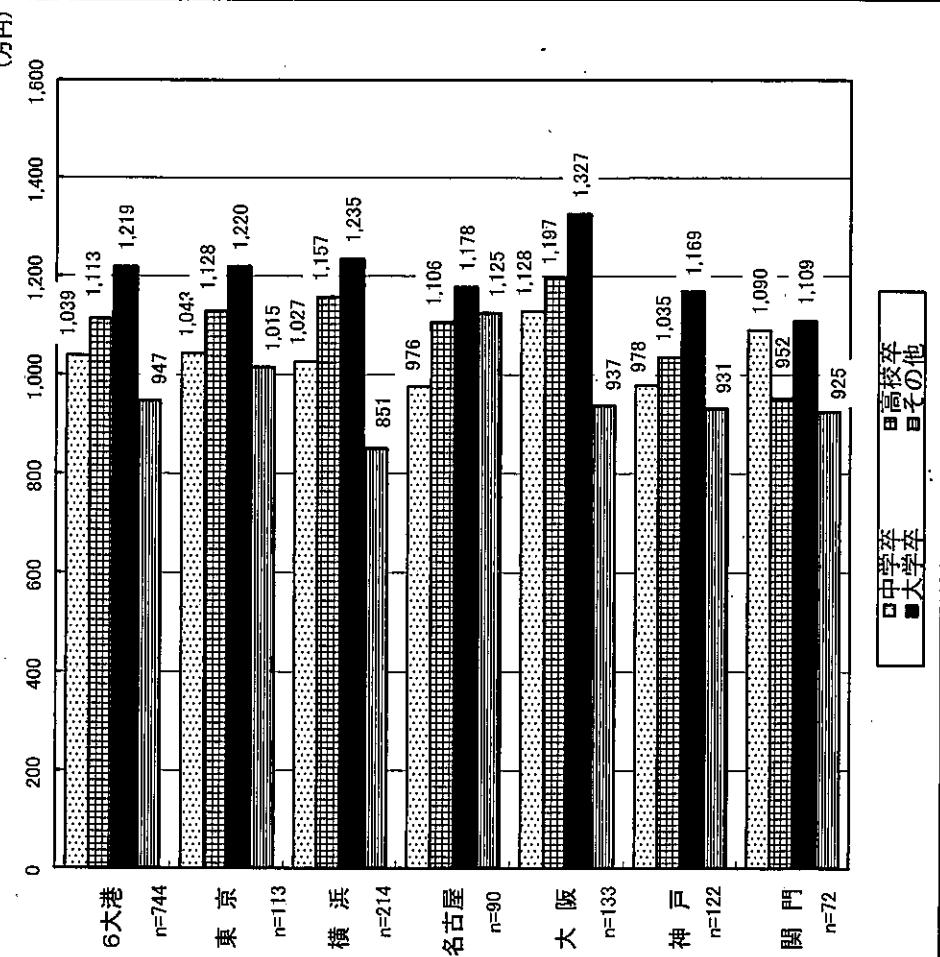


(3) 退職金

6大港全体では、平成25年で「大学卒」1,219万円、「高校卒」1,113万円(平成20年 1,168万円)、「中学卒」1,039万円(平成20年 1,072万円)、「その他」947万円(平成20年 932万円)となつており、「中学卒」以外で増加している。

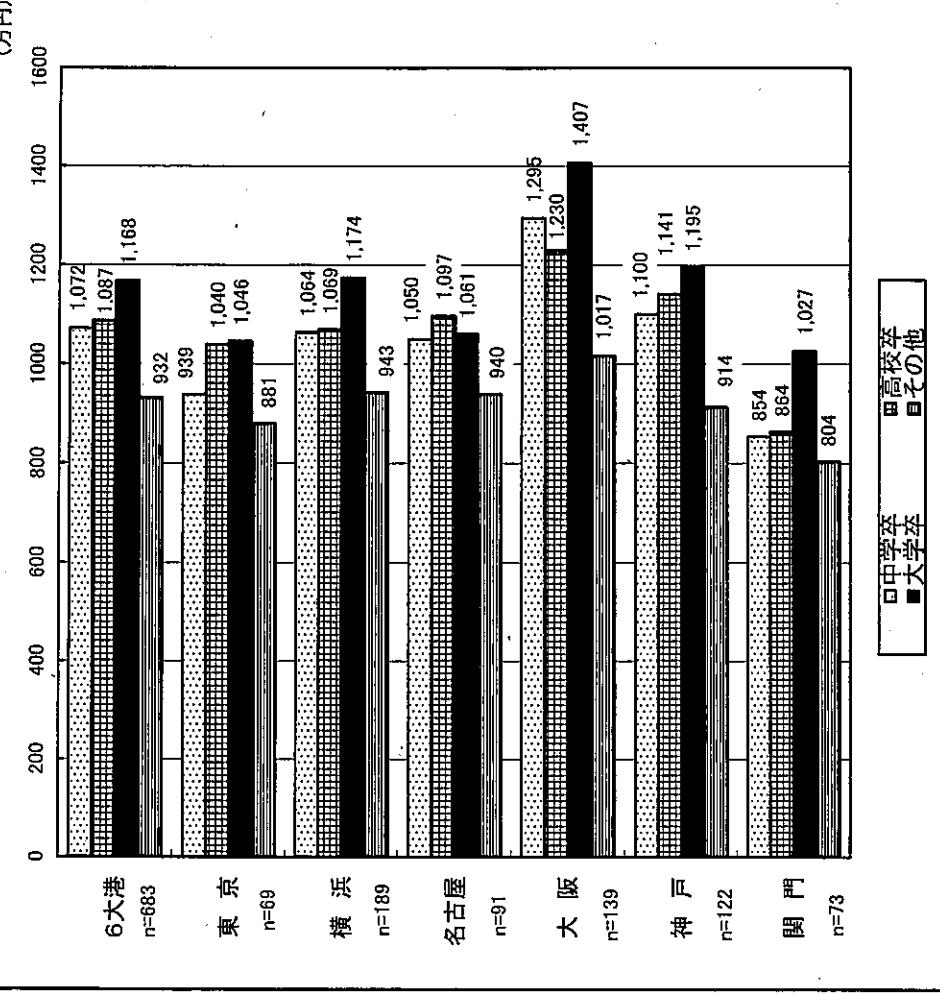
(平成25年)

第6図 学歴別退職金額



(平成20年)

第6図 学歴別退職金額

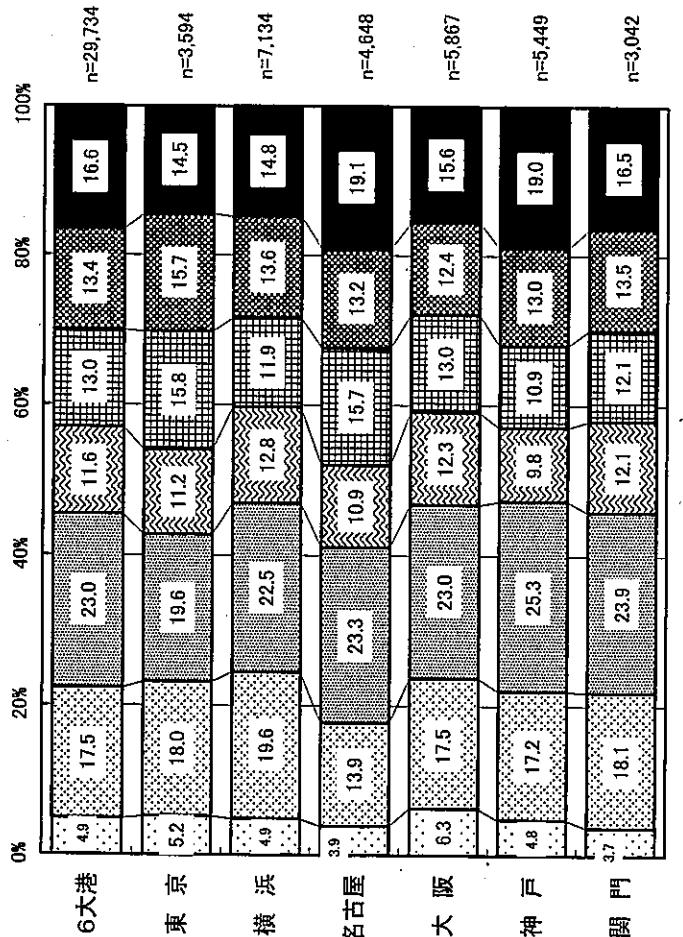


(4) 勤続年数

6大港全体では、「1年未満」「1～4年」「1～4年」の割合が30.4%（平成20年）から22.4%（平成25年）に減少している一方、「20～24年」「25年以上」の割合が25.3%（平成20年）から30.0%（平成25年）に増加している。港湾別では、平成25年でいずれの港も「20～24年」「25年以上」の割合が全体の25%を超えていている。

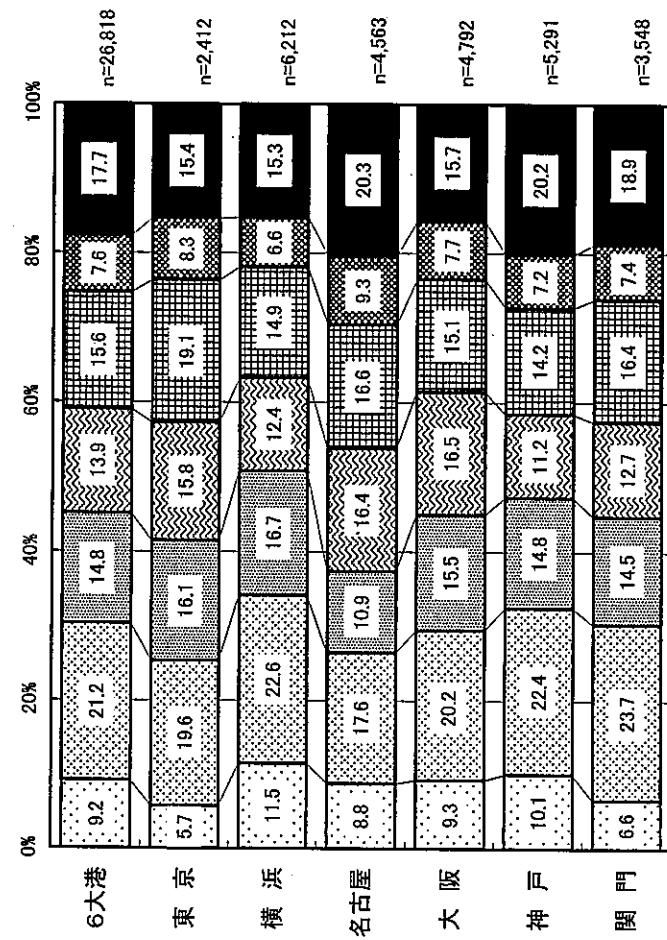
（平成25年）

第7図 勤続年数別労働者構成



（平成20年）

第7図 勤続年数別労働者構成



□1年未満 □1～4年 □5～9年 □10～14年 □15～19年 □20～24年 ■25年以上

□1年未満 □1～4年 □5～9年 □10～14年 □15～19年 □20～24年 ■25年以上

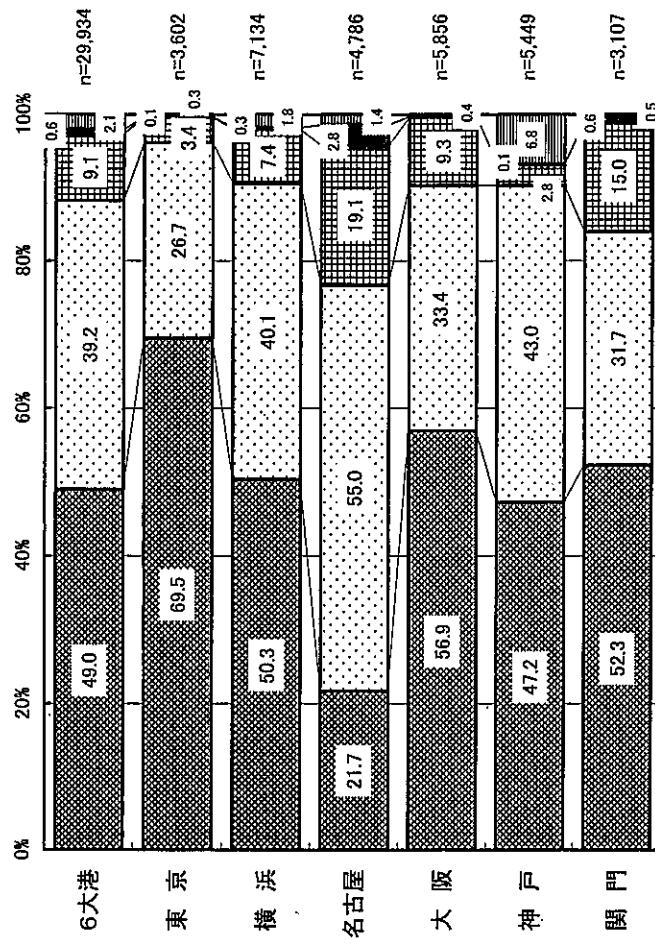
(5) 賃金形態

6大港全体では、平成25年、平成20年いづれにおいても「月給」「日給月給」「日給」が全体の85%以上を占めている。港湾別では、名古屋で「月給」「日給月給」が76.7%と低い率であるものの、「日給」が22.5%（20年度）から19.1%（25年度）に減少していることから、「月給」「日給月給」の割合が増加している。

（平成25年）

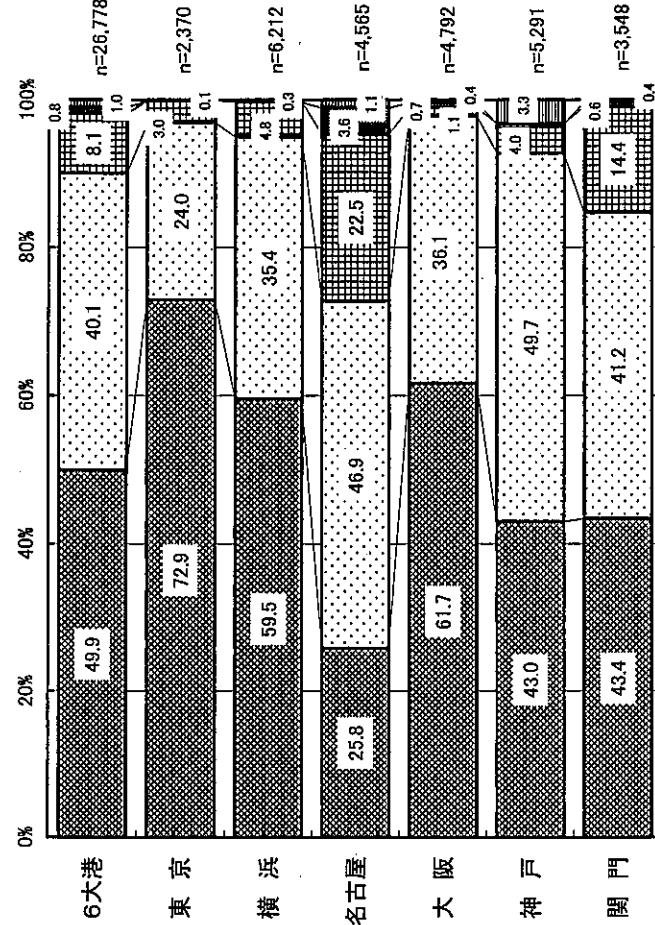
（平成20年）

第8図 賃金形態別労働者割合



■月給 □日給月給 ■日給 ▨日給 ■出来高給 ▲その他

第8図 賃金形態別労働者割合



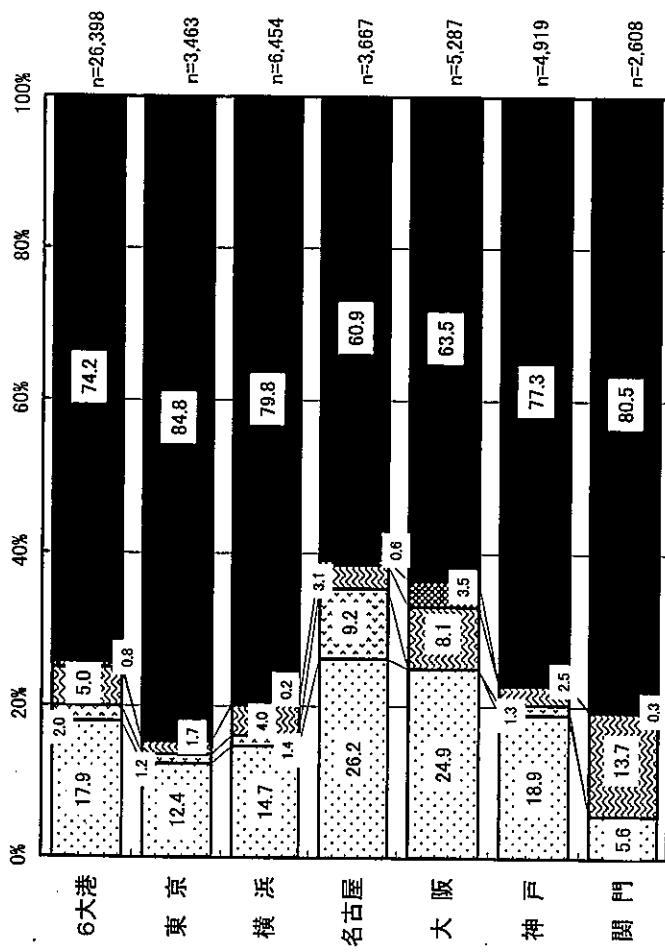
■月給 □日給月給 ■日給 ▨日給 ■出来高給 ▲その他

(6)不就労日の質金

6大港全体では、平成25年、平成20年いづれにおいても「100%」が「70%以上を占めているものの81.8%（平成20年）から74.2%（平成25年）に減少している。港湾別では、関門港以外において「100%」が平成20年と比べ減少している。

（平成25年）

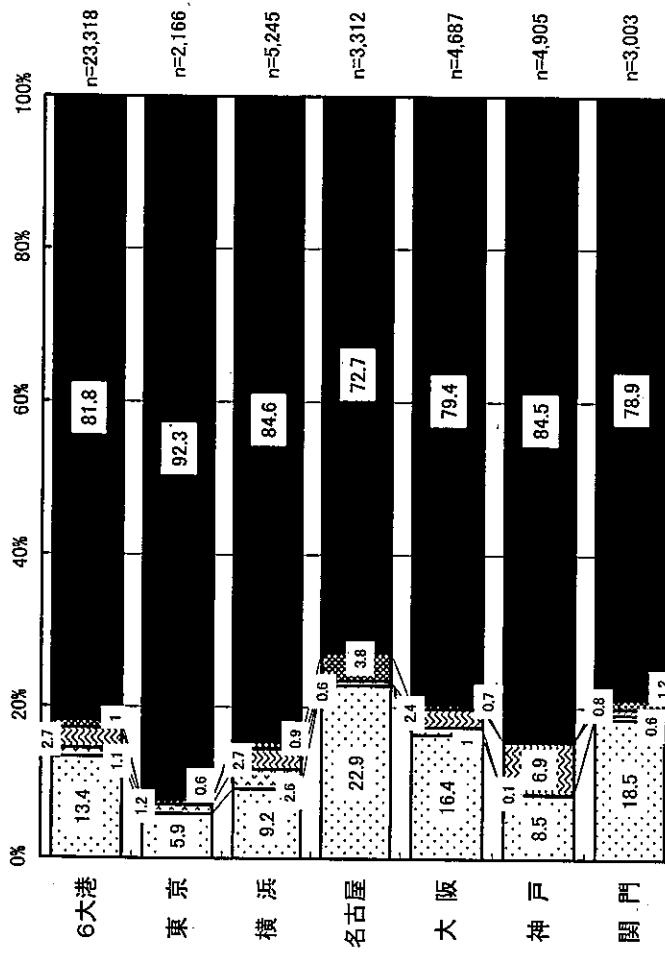
第9図 不就労日に対する質金割合



□60~69% □70~79% □80~89% □90~99% ■100%

（平成20年）

第9図 不就労日に対する質金割合



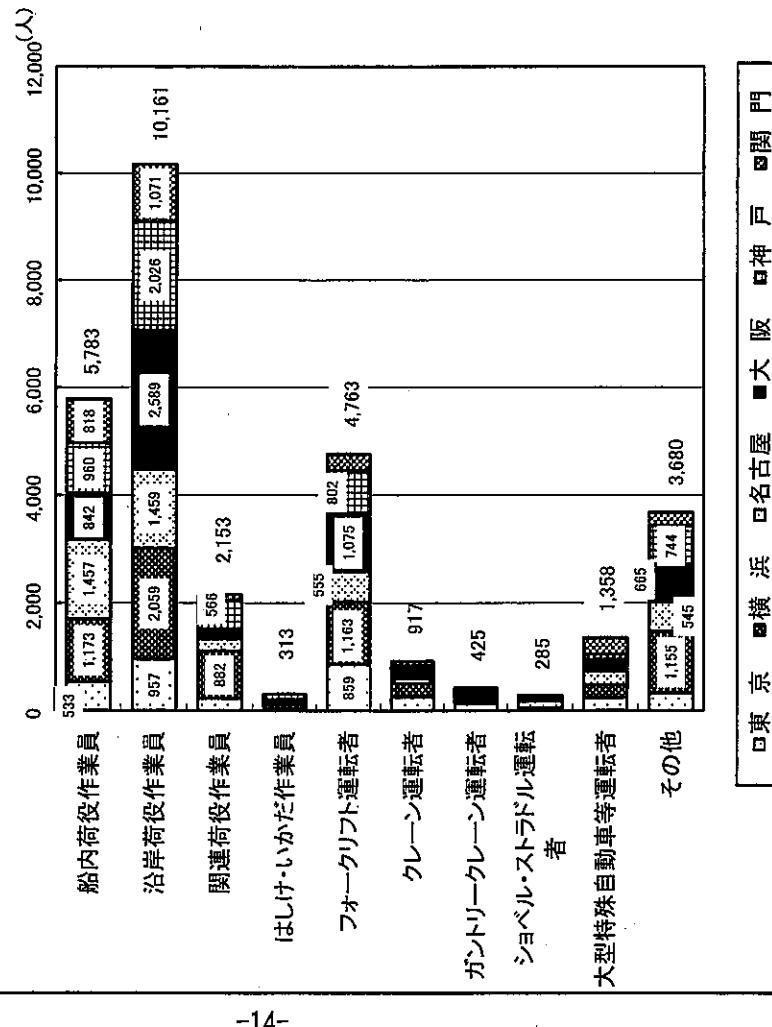
□60~69% □70~79% □80~89% ■90~99% ■100%

(7) 職種別労働者数

6大港全体では、平成25年において「沿岸荷役作業員」が最も多く、続いて「船内荷役作業員」となっている。港湾別では、東京で「沿岸荷役作業員」が7.0%（平成20年）から9.4%（平成25年）に増加している。

(平成25年)

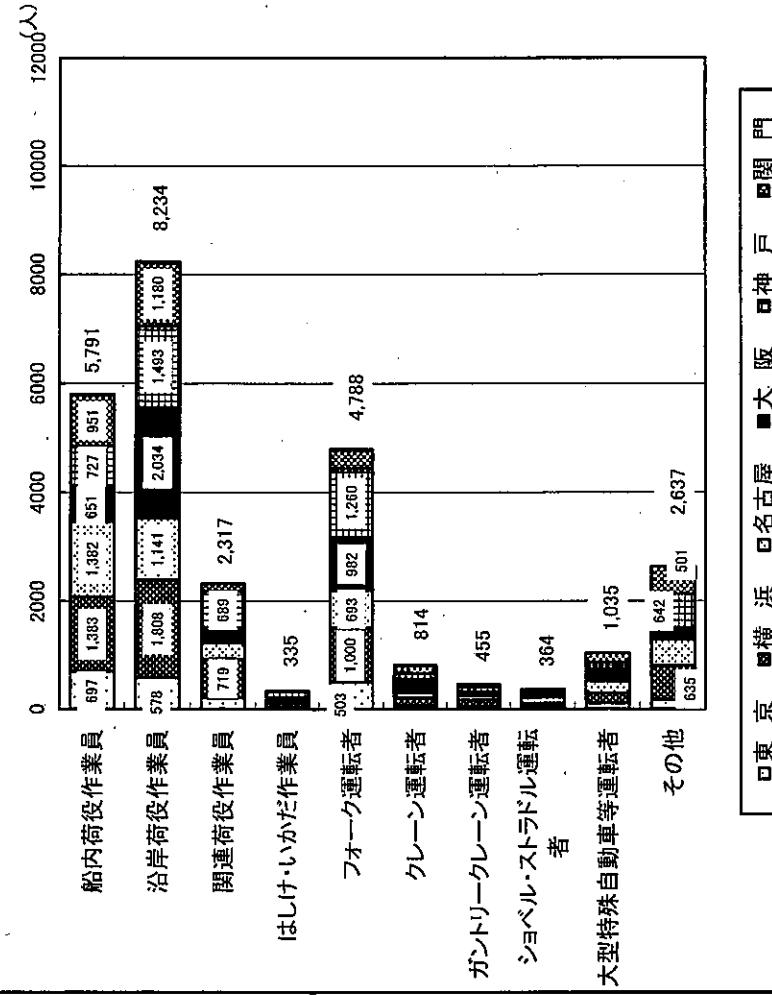
第10図 職種別常用労働者数



*回答数500以下は、数値を非表示

(平成20年)

第10図 職種別常用労働者数



*回答数500以下は、数値を非表示

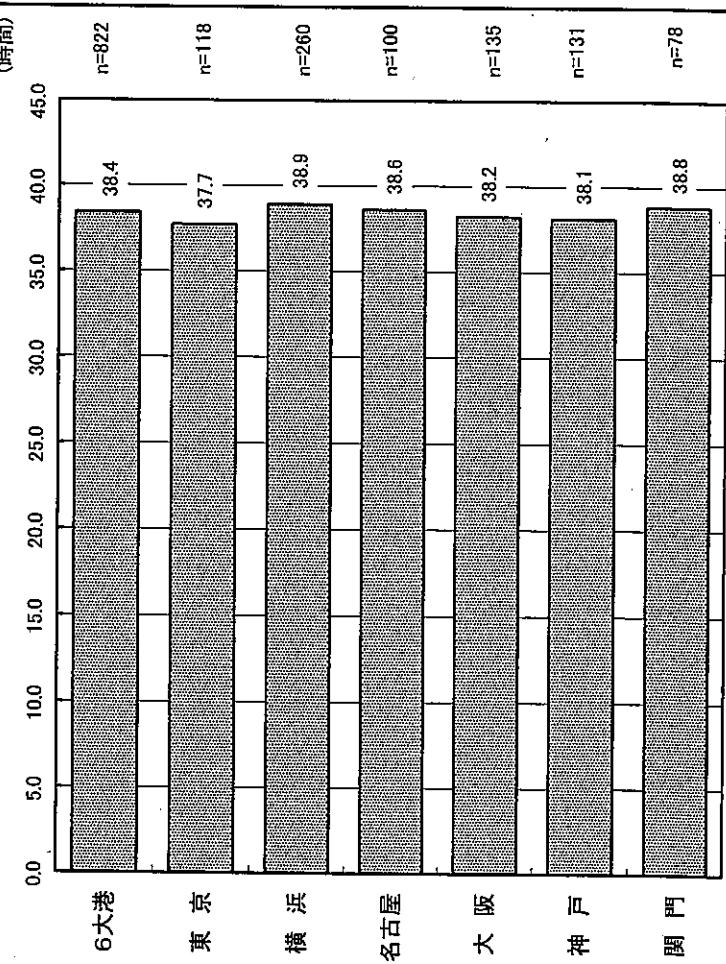
(8)労働時間、休日日数

- 週所定労働時間

6大港、港湾別とともに、平成20年と比べ大幅な増減はない。
これらより、時系列的に見れば各港湾ごとに若干の増減はあるものの、各港湾における週単位の所定内労働時間は平準化されてきている傾向と考えられる。

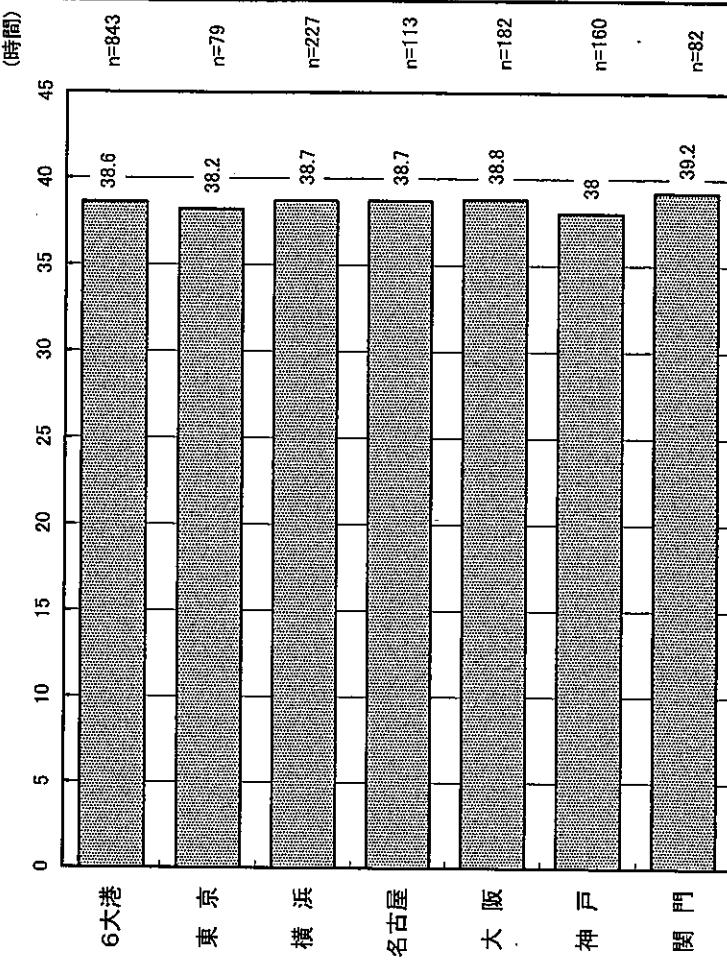
(平成25年)

第11図 週所定労働時間



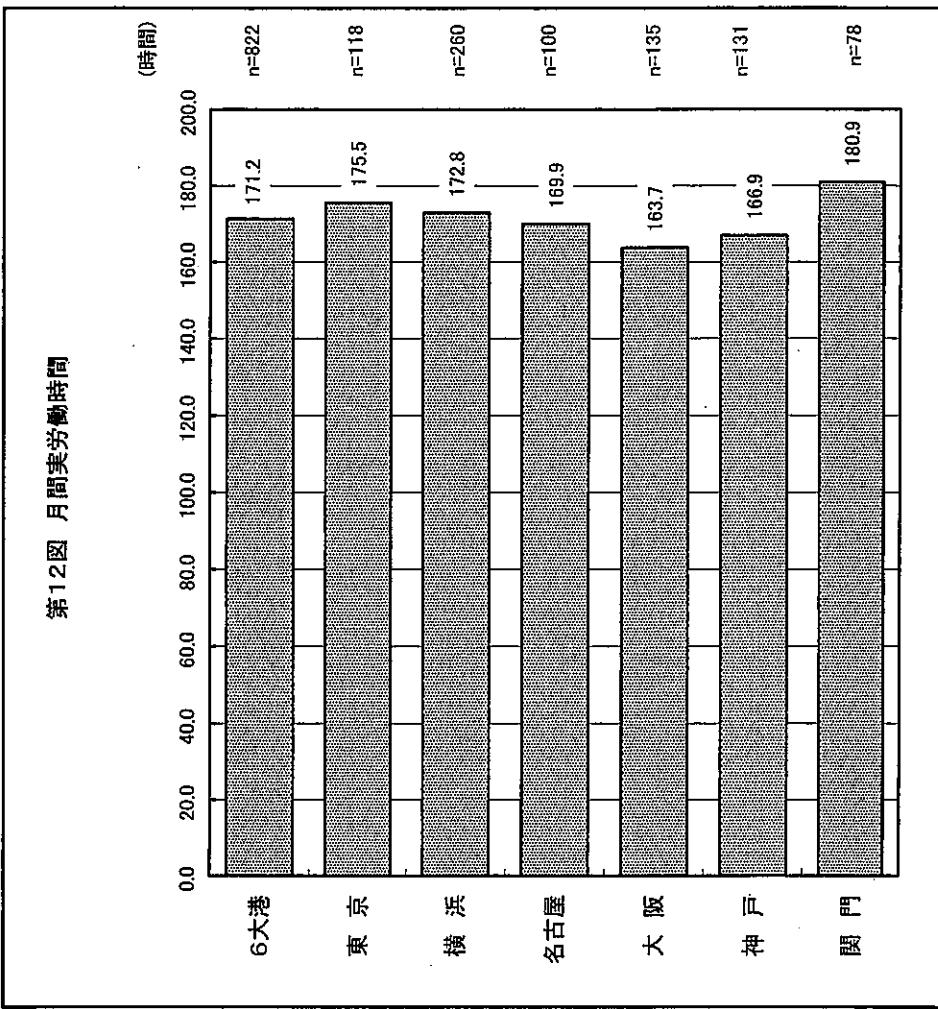
(平成20年)

第11図 週所定労働時間

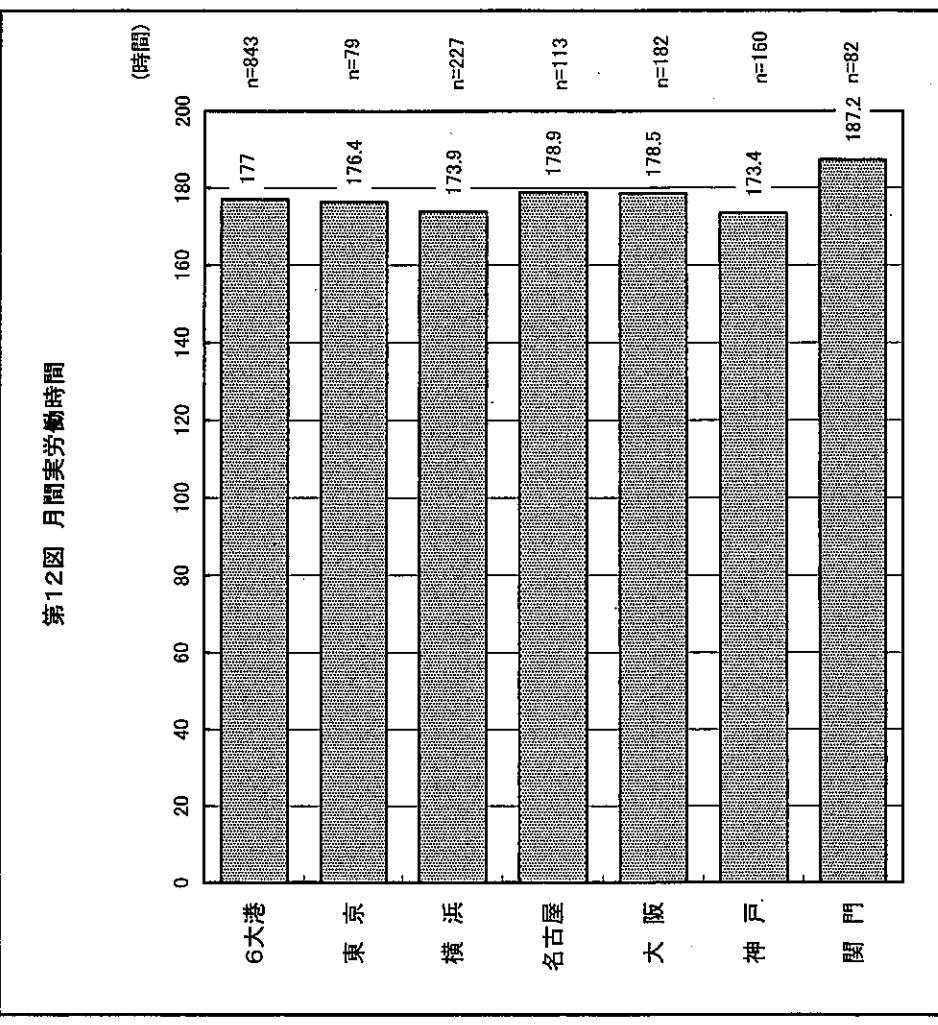


○月間実労働時間
平成25年における港湾別の月間実労働時間では、最短の関門で163.7時間、最長の大坂で180.9時間の差がある。

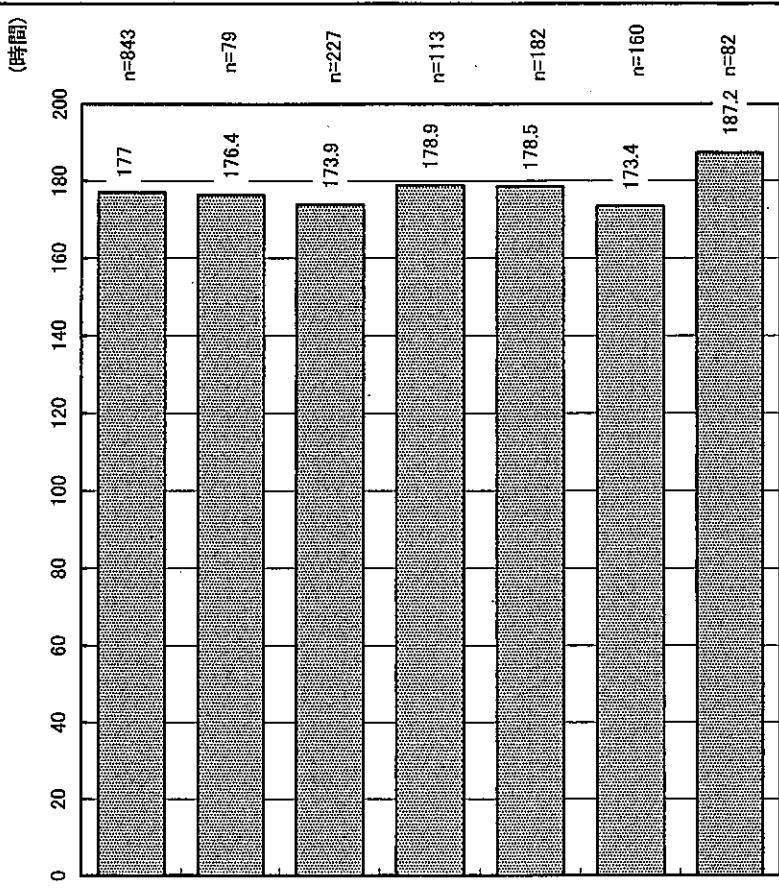
(平成25年)



(平成20年)



第12図 月間実労働時間

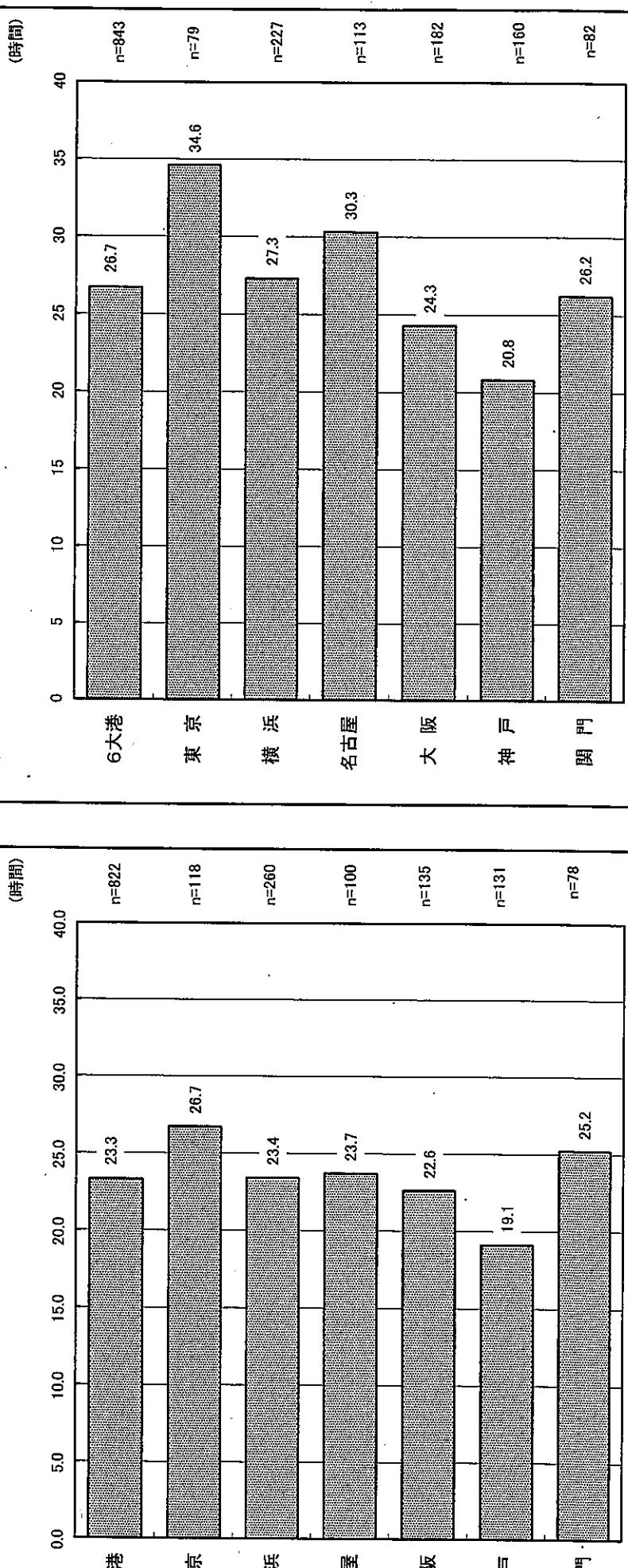


第12図 月間実労働時間

○月間所定外労働時間
平成25年における月間所定外労働時間では、最長の東京で26.7時間で、最短の神戸で19.1時間となつており、7.6時間の差がある。

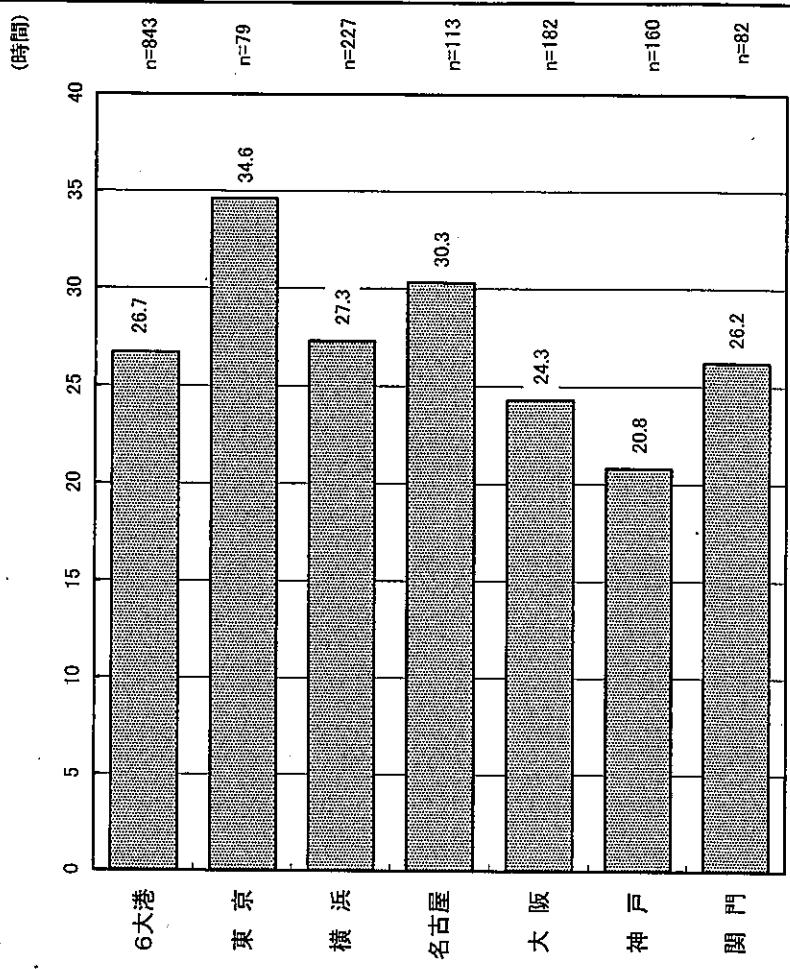
(平成25年)

第13図 月間所定外労働時間



(平成20年)

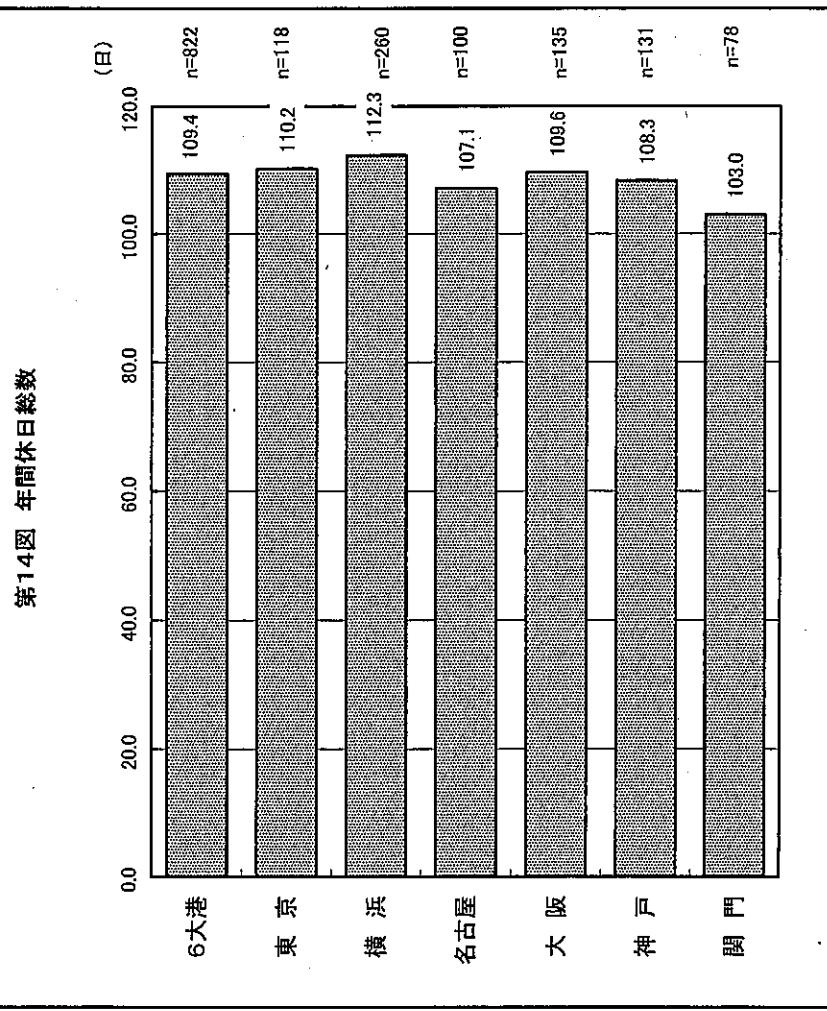
第13図 月間所定外労働時間



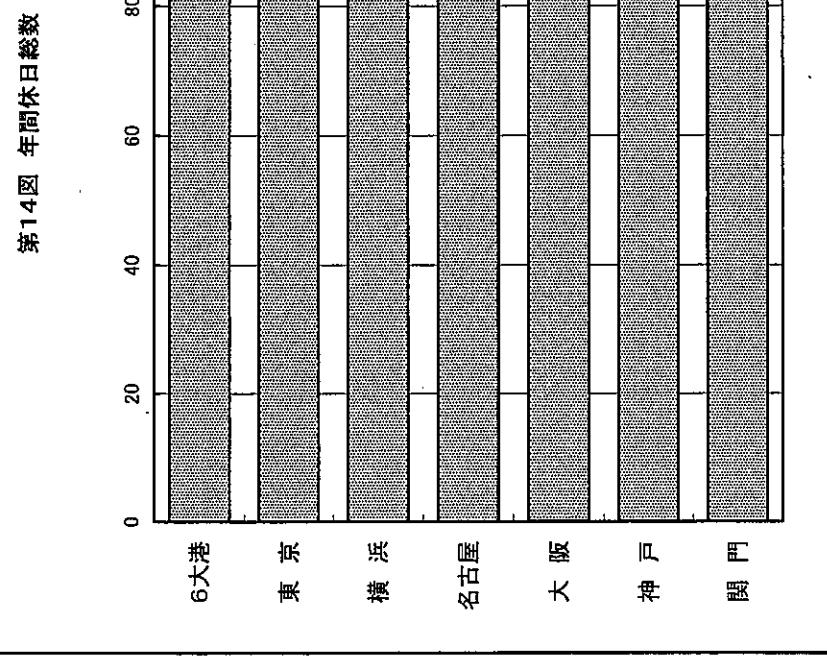
○年間休日総数

6大港全体では、108.0日(平成20年)から109.4日(平成25年)に微増している。港湾別では、横浜港で109.2日(平成20年)から112.3日(平成25年)に増加している。

(平成25年)



(平成20年)



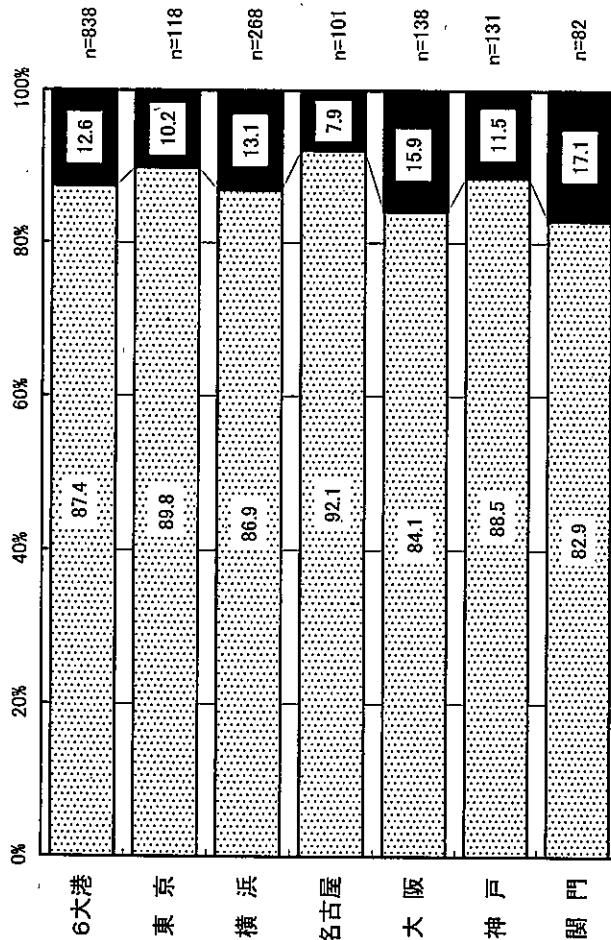
第14図 年間休日総数

(9) 週休2日制

○週休2日制導入の有無
6大港全体では、「あり」が平成25年、平成20年いずれにおいても85%以上を占めている。
これらより、港湾運送事業を営む大部分の事業所において、何らかの形態で週休2日制を導入している傾向と考えられる。

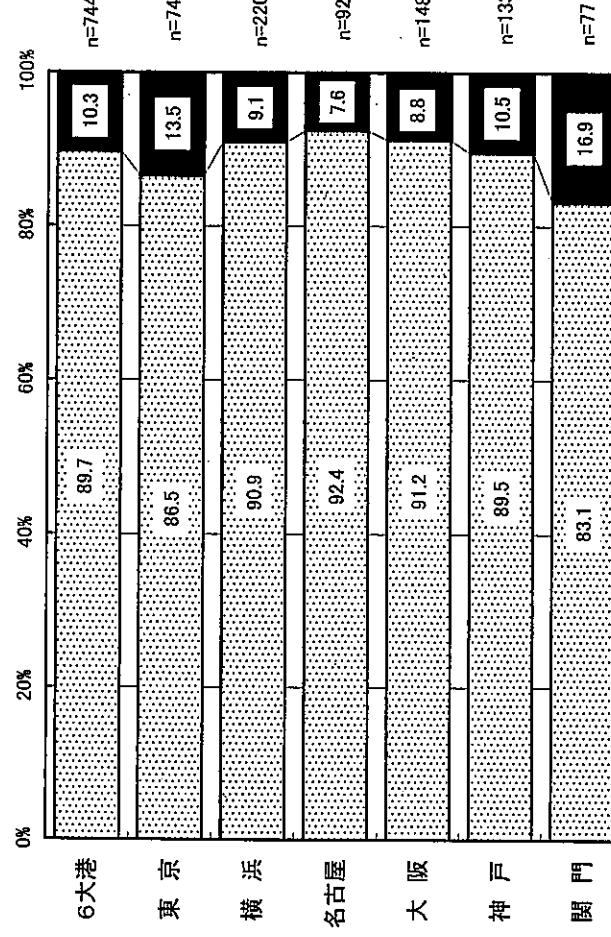
(平成25年)

第15図 週休2日制導入の有無



(平成20年)

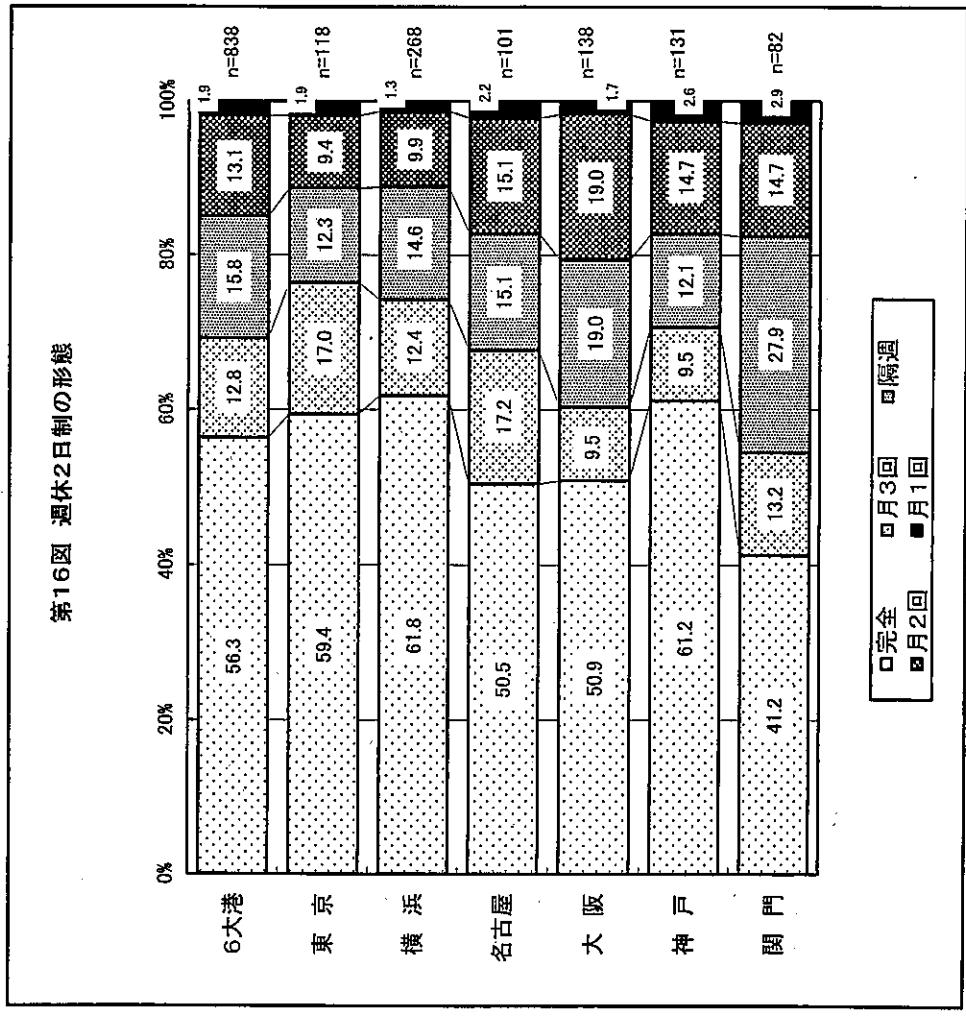
第15図 週休2日制導入の有無



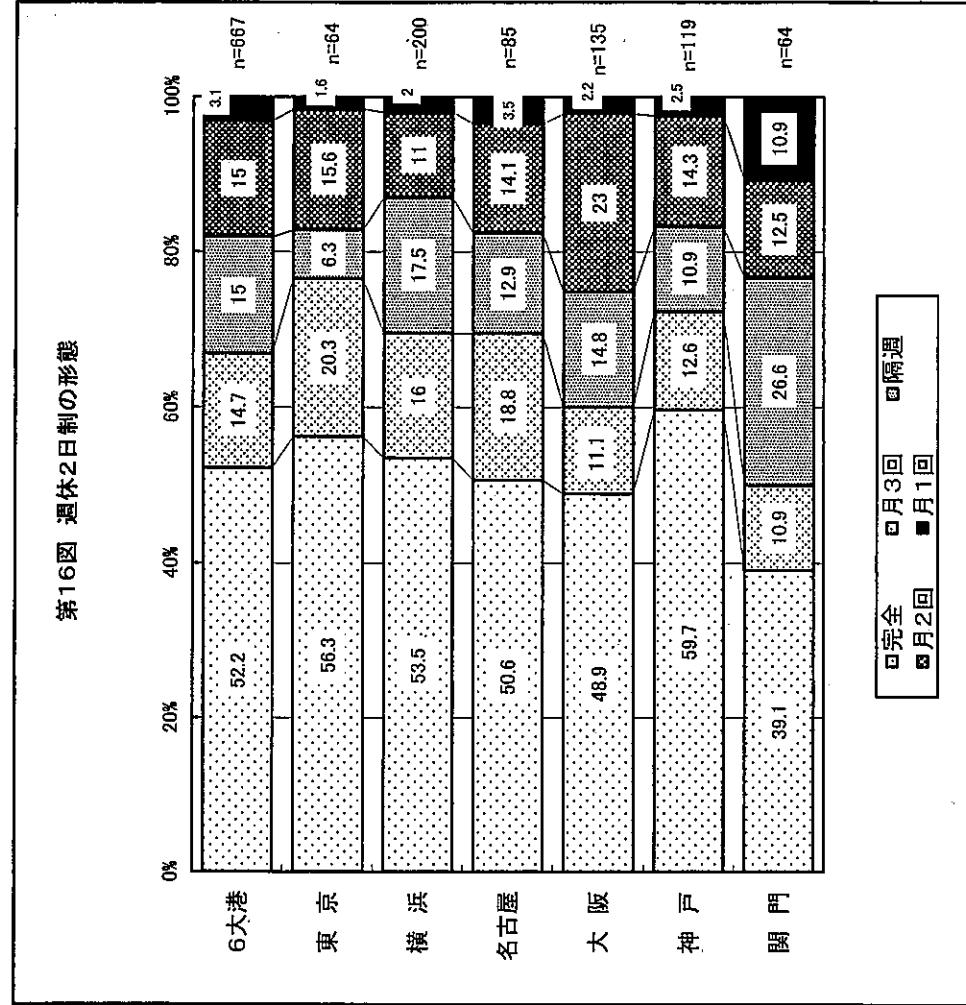
○週休2日制の形態

6大港全体では、「完全」が平成25年、平成20年いすれにおいても最も高い割合を占めている。
これらより、港湾運送事業を営む各事業所において、「完全」週休二日制の導入に向けた動きがある傾向と考えられる。

(平成25年)



(平成20年)

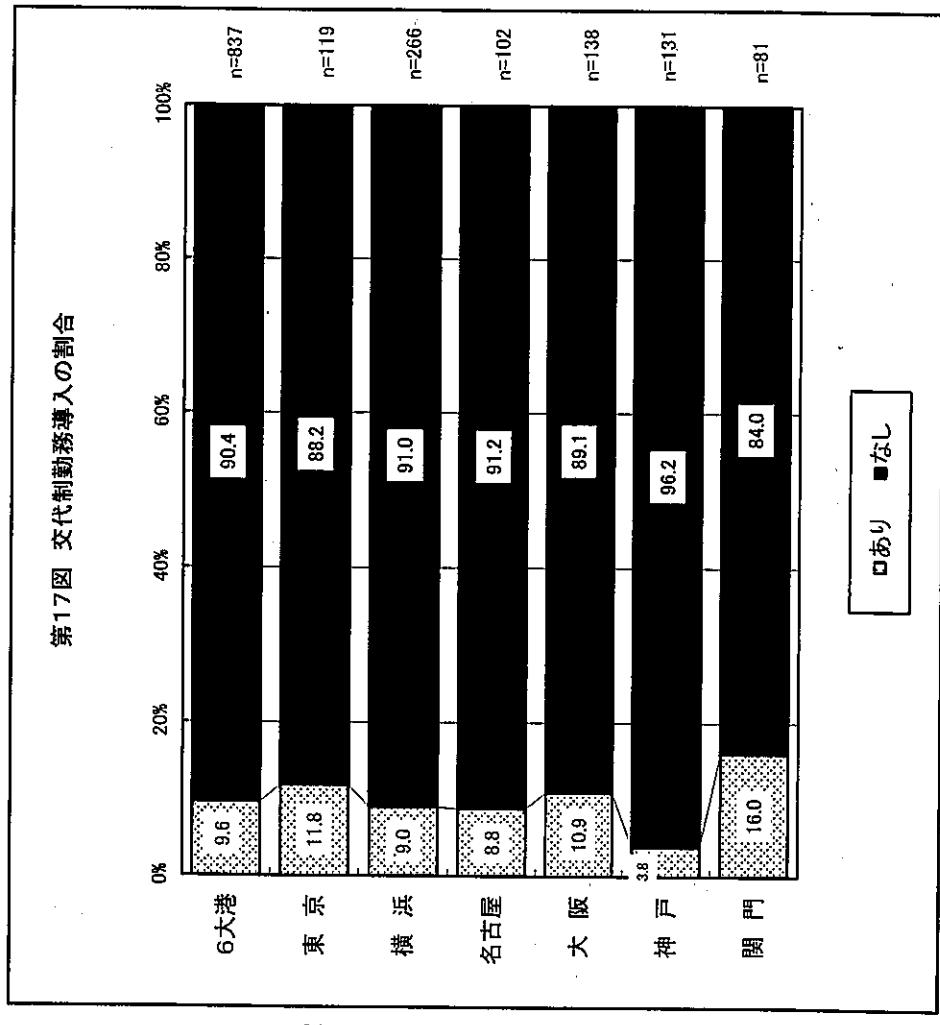


(10) 交代制勤務

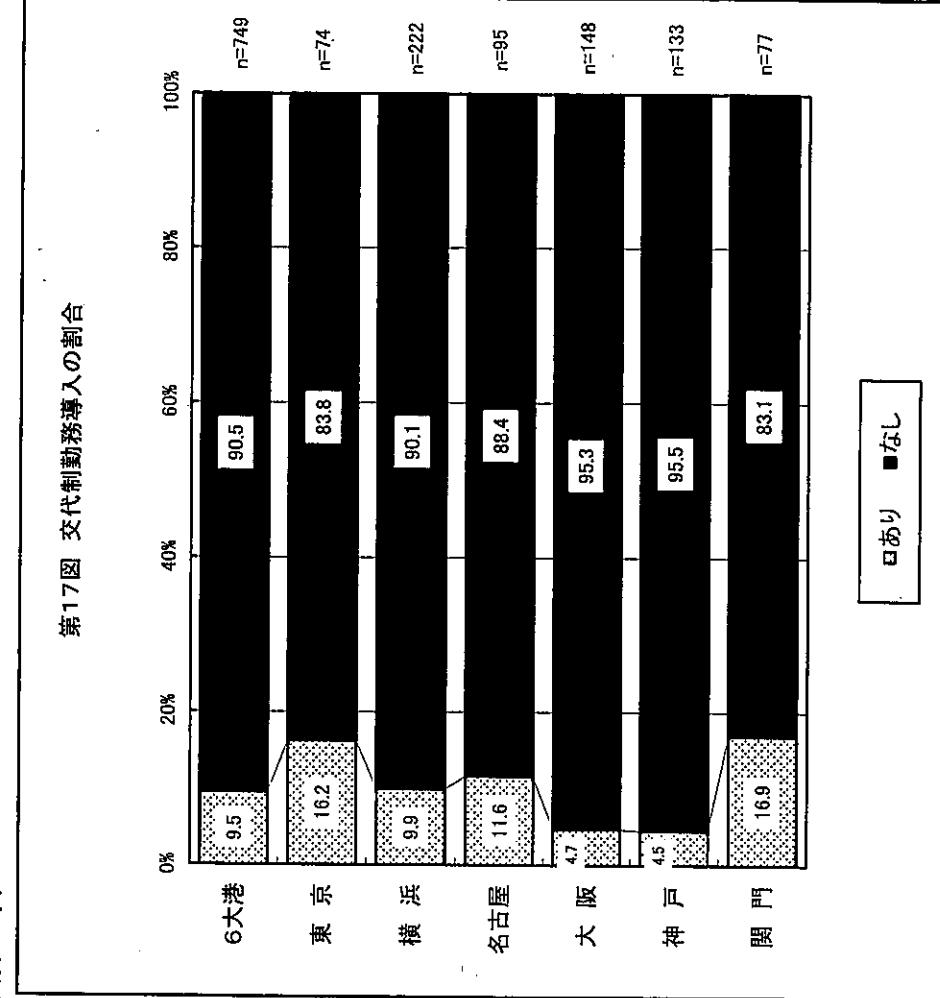
○交代制勤務導入の割合

6大港全体では、平成25年、平成20年いづれにおいても「なし」が90%を超えていた。港湾別では、大阪で「あり」が4.7%、(平成20年)から10.9%、(平成25年)に増加している。これらより、大阪において交代制勤務の導入が一部図られたと考えられる。

(平成25年)



(平成20年)



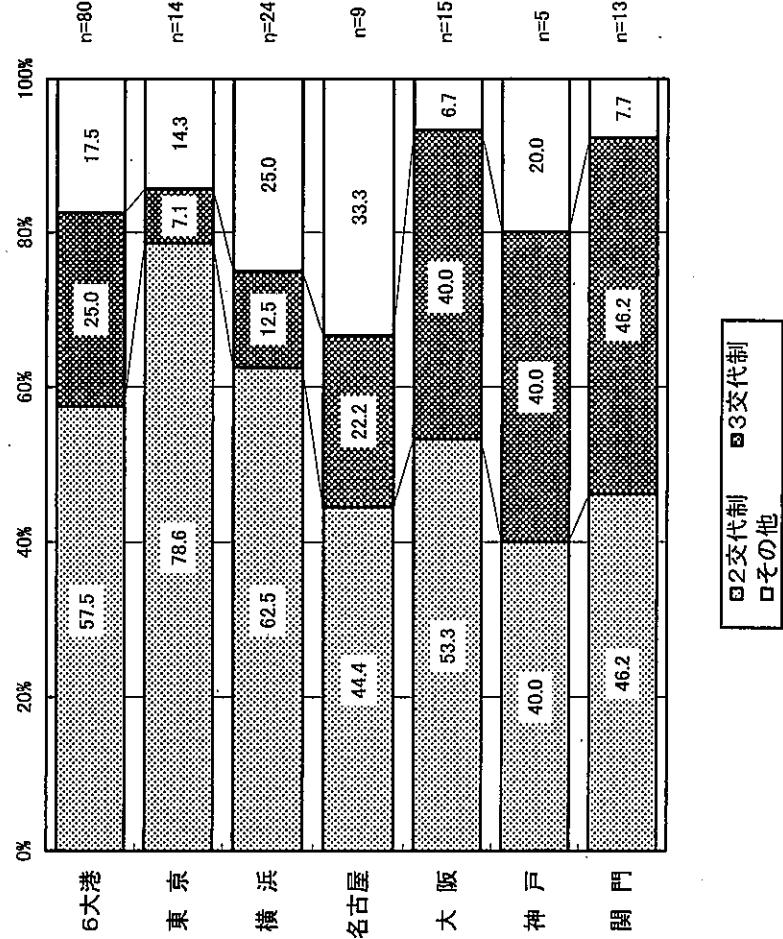
□あり ■なし

○交代制勤務の形態

6大港全体では「2交代制」が平成25年、平成20年ともに約60%を占めている。港湾別では、横浜では、「3交代制」が12.5%（平成25年）に増加し、神戸でも「3交代制」が33.3%（平成20年）となっていたものが40.0%（平成25年）に増加している。一方、名古屋では「3交代制」が45.5%（平成20年）から22.2%（平成25年）に減少している。

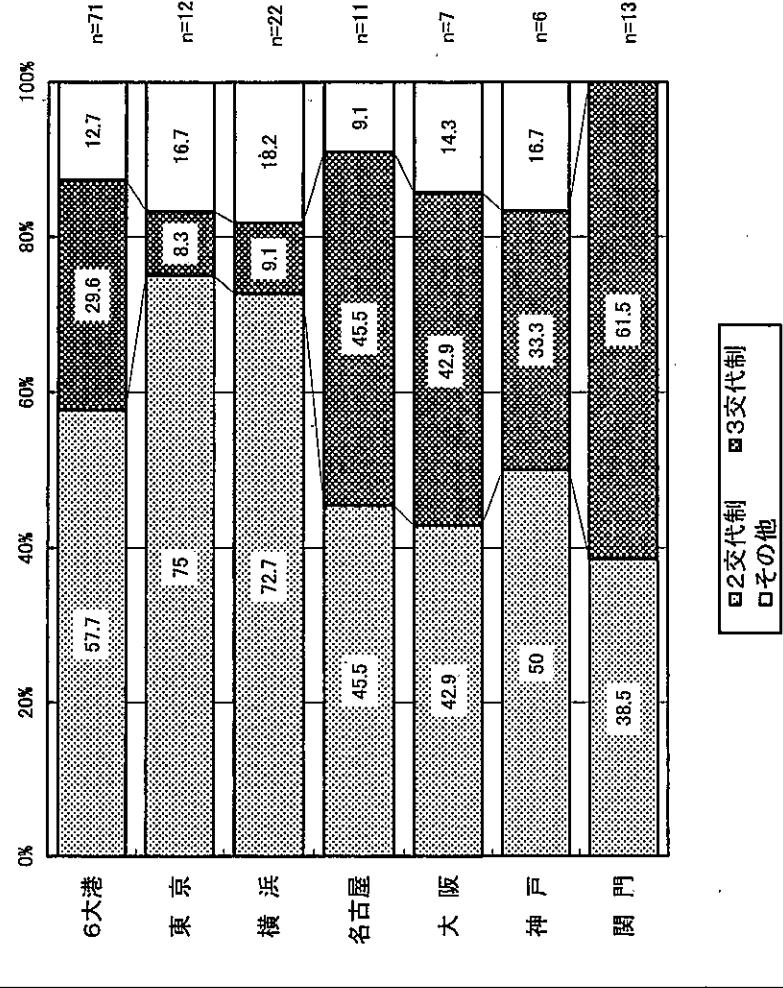
(平成25年)

第18図 交代制勤務の形態



(平成20年)

第18図 交代制勤務の形態



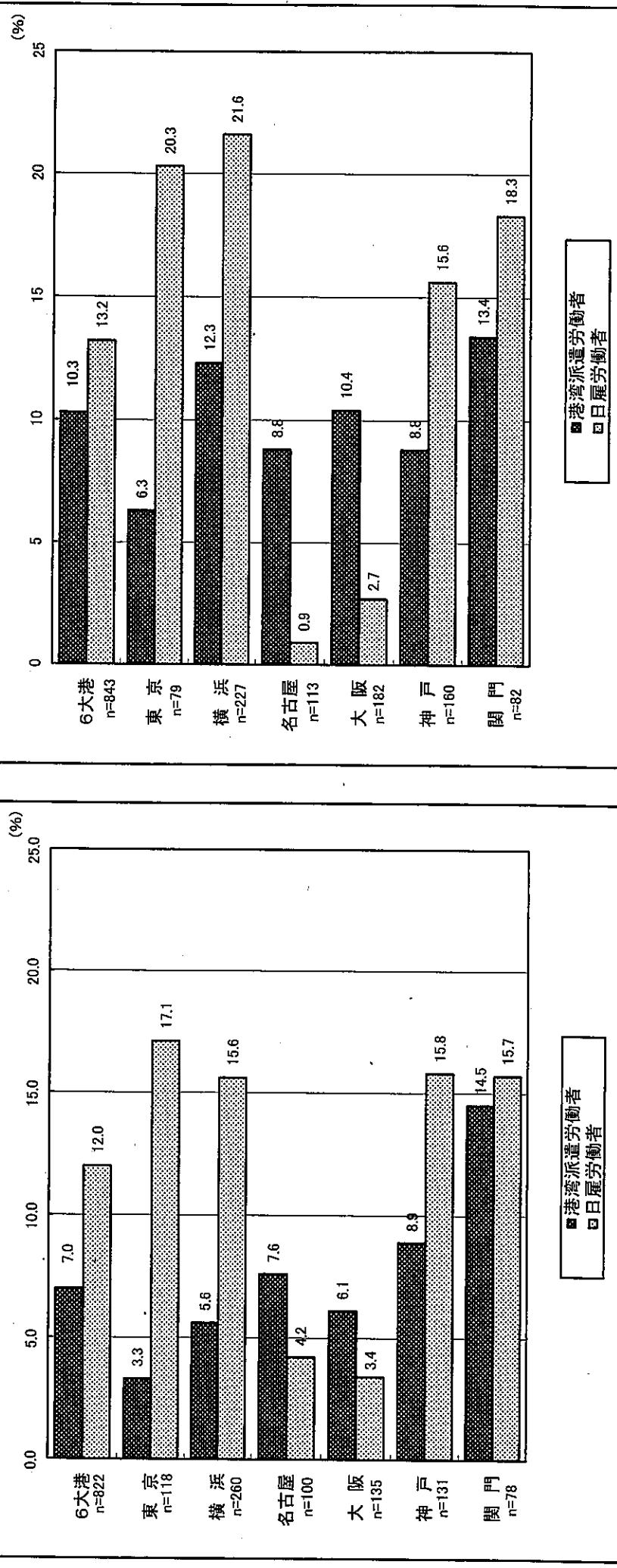
4 港湾派遣労働者及び日雇労働者の利用に関する状況

(1) 使用事業所割合

6大港全体では、「港湾派遣労働者」が10.3%（平成20年）から7.0%（平成25年）に、「日雇労働者」が13.2%（平成20年）から12.0%（平成25年）に減少している。港湾別では、「港湾派遣労働者」が12.0%（平成20年）から11.1%（平成25年）に減少している。

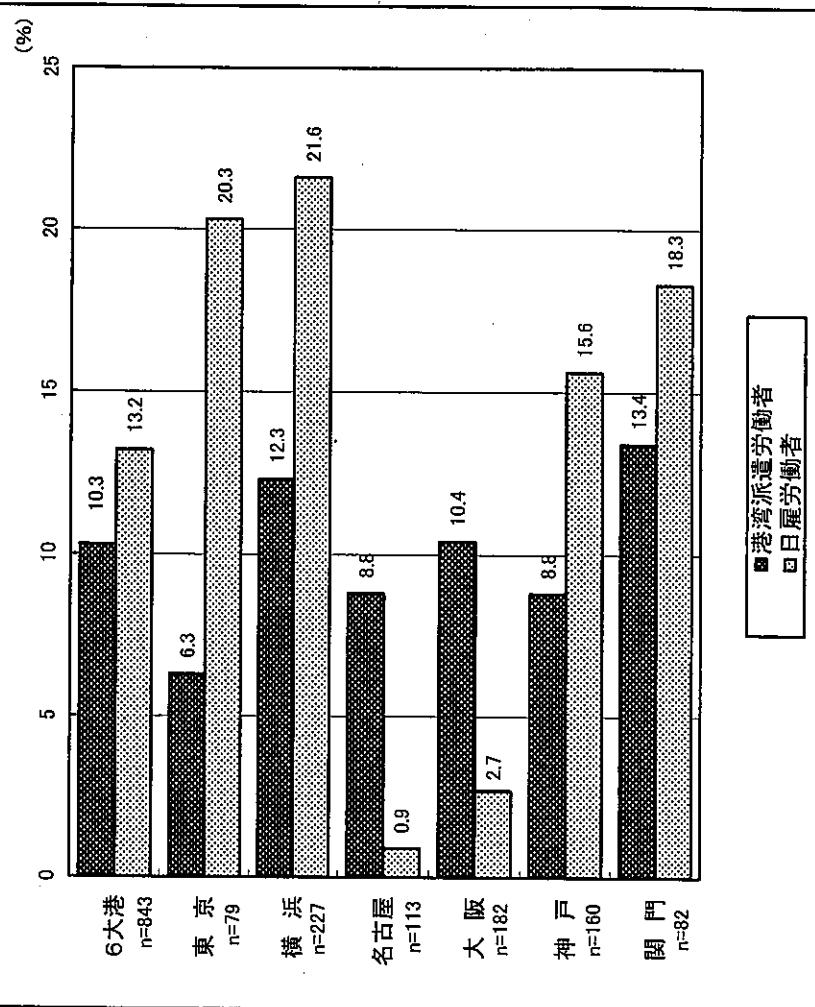
（平成25年）

第19図 港湾派遣労働者、日雇労働者使用事業所割合



（平成20年）

第19図 港湾派遣労働者、日雇労働者使用事業所割合

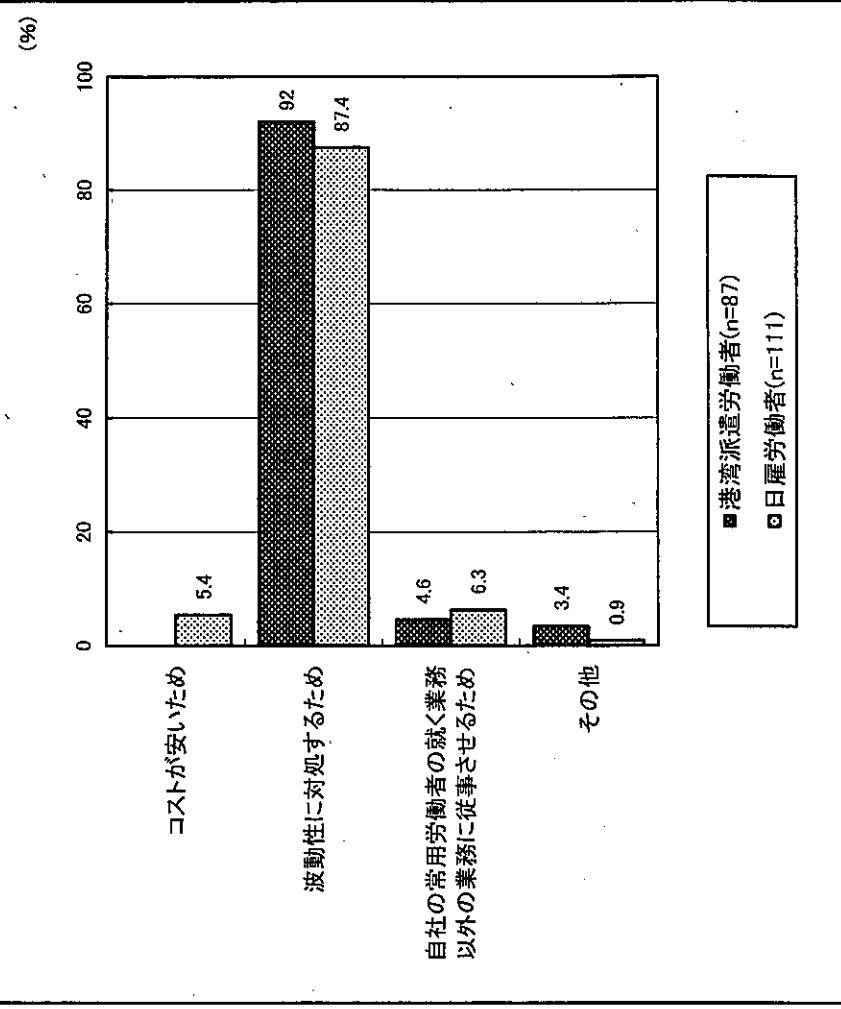


(2) 募集動機

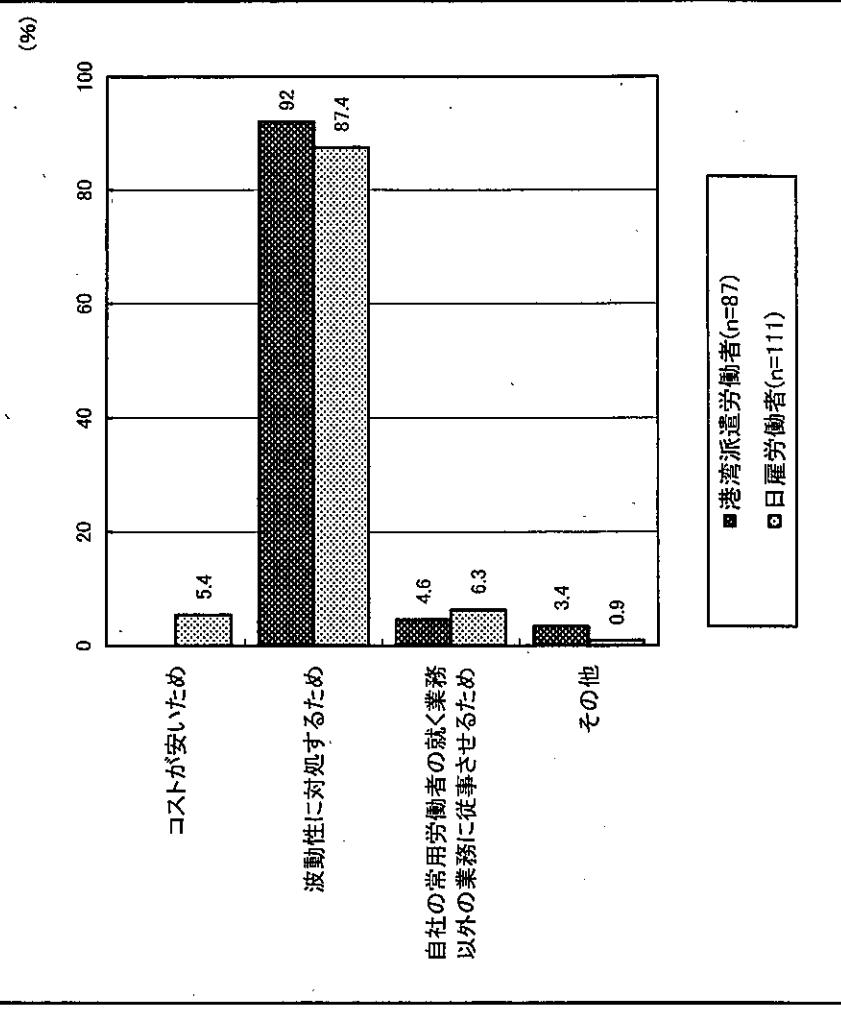
平成25年、平成20年においても「波動性に対処するため」が85%を超えてい。

(平成25年)

第20図 港湾派遣労働者、日雇労働者募集動機



第20図 港湾派遣労働者、日雇労働者募集動機



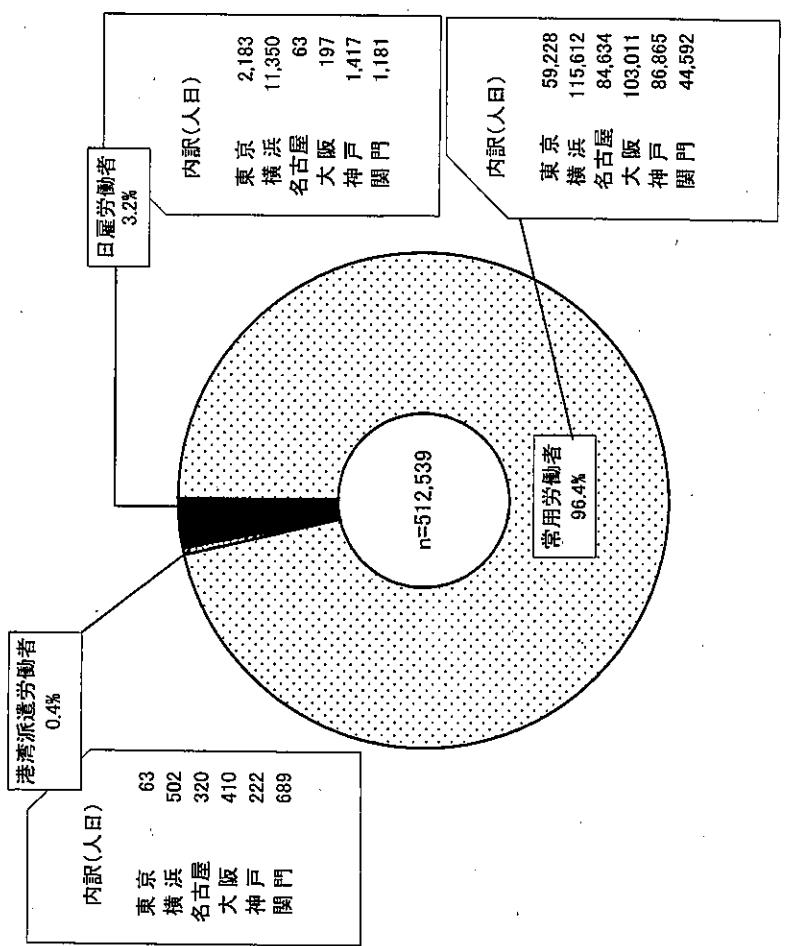
(平成20年)

(3) 就労延人数

港湾別では、名古屋、大阪で平成25年、平成20年のいづれにおいても「港湾派遣労働者」が「日雇労働者」を上回っている。また、横浜で「港湾派遣労働者が2,085人日(平成20年)から502人日(平成25年)と1,583人日の減となつてゐる一方、「日雇労働者」が8,568人日(平成20年)となつていたものが、11,350人日(平成25年)と2,782人日の増となつてゐる。

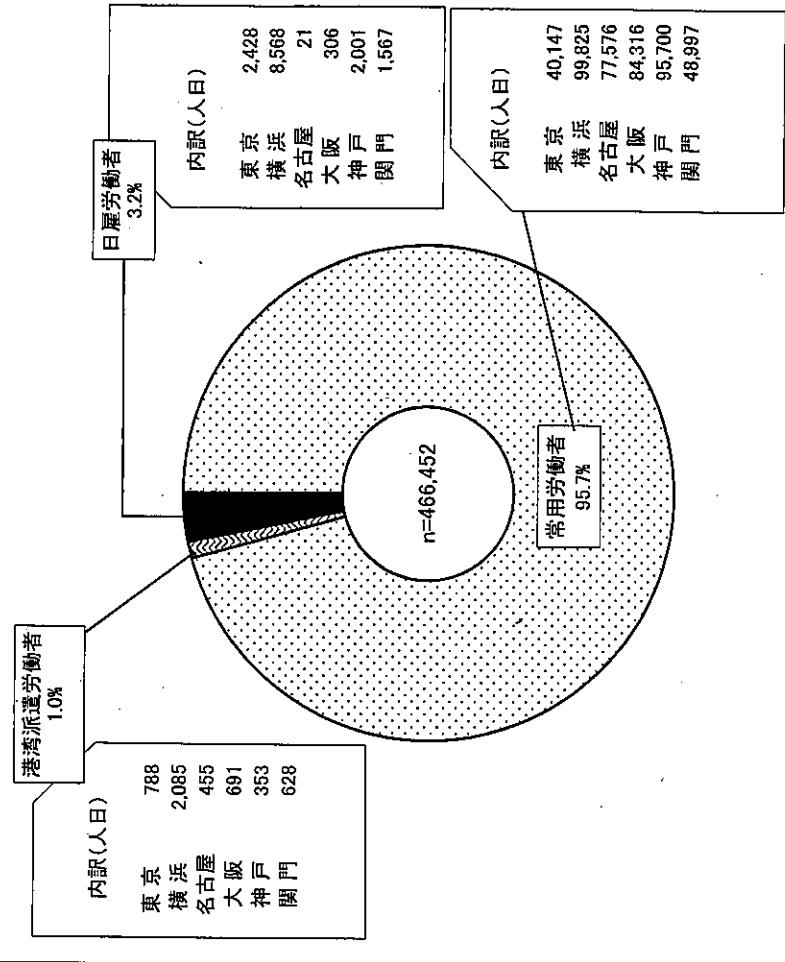
(平成25年)

第21図 就労延日数



(平成20年)

第21図 就労延日数

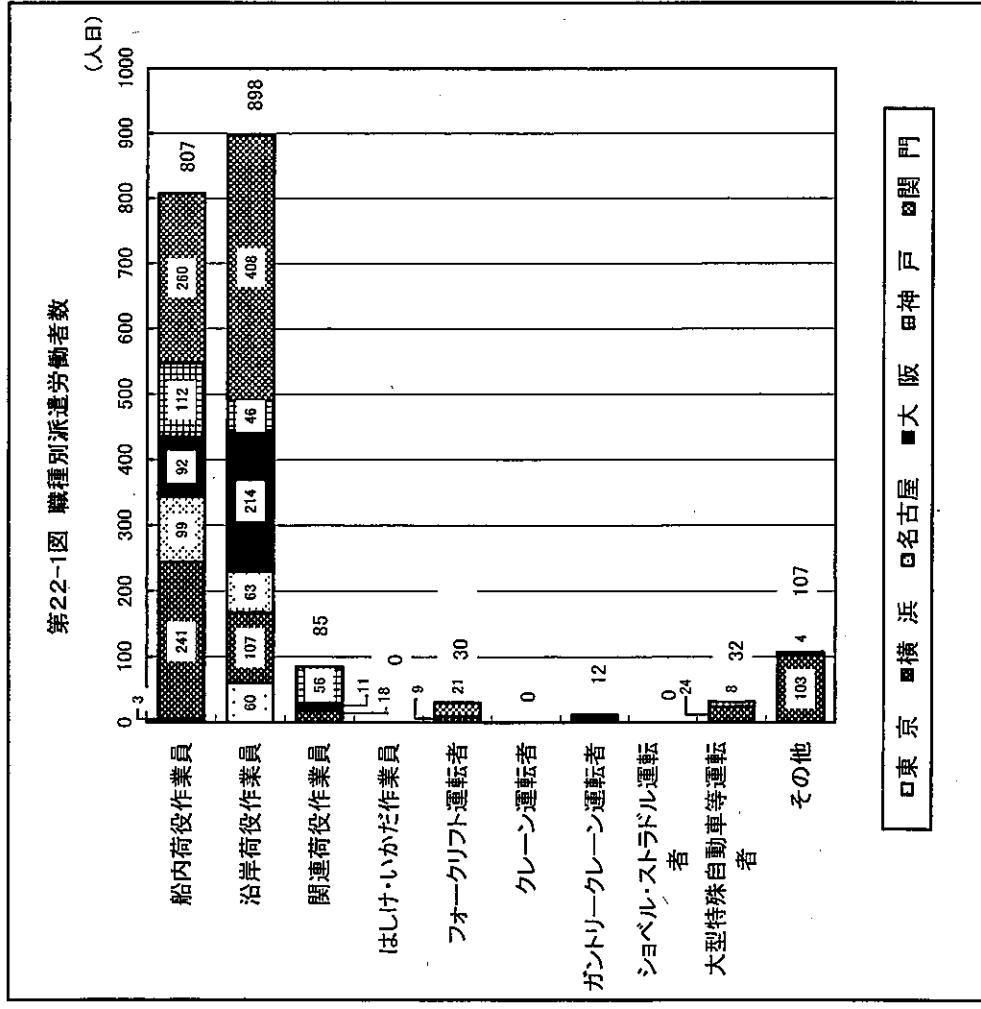


（4）就労時間

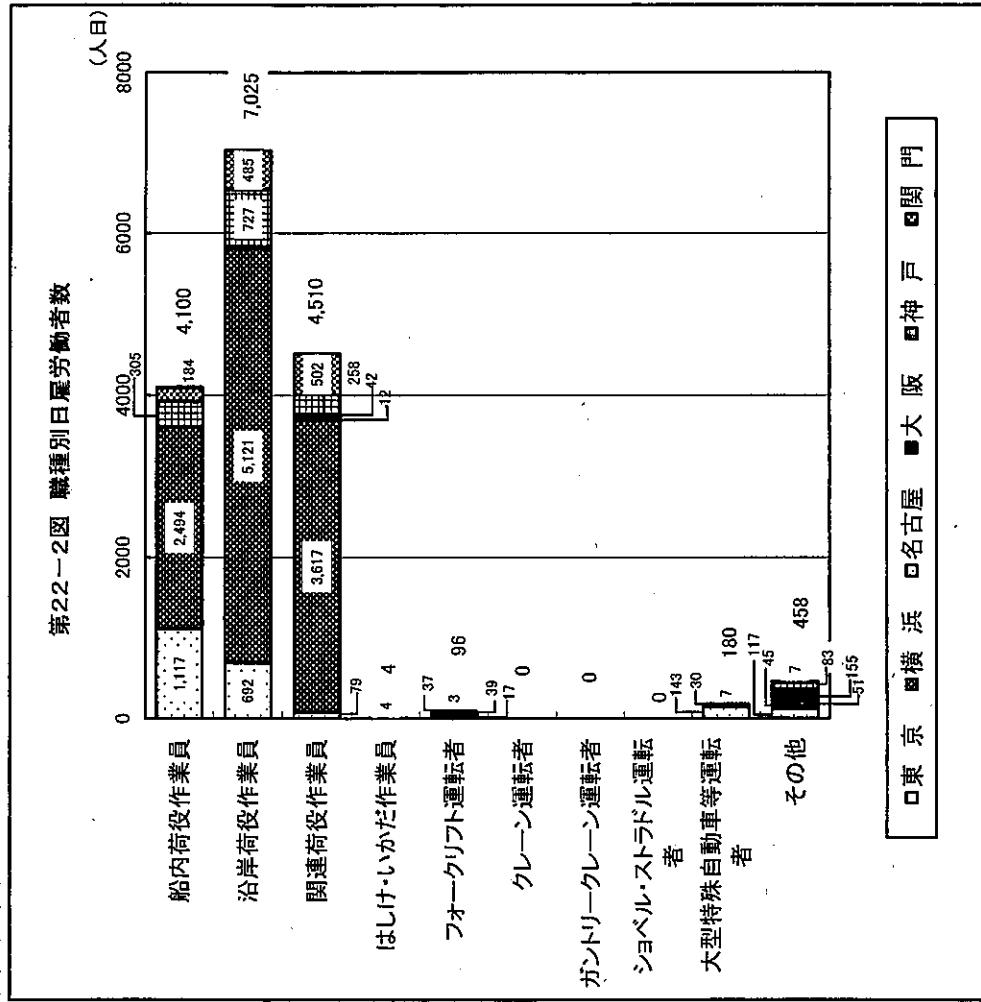
港湾別では、名古屋、大阪で平成25年、平成20年のいづれにおいても「港湾派遣労働者」が「日雇労働者」を上回っている。また、横浜で「港湾派遣労働者が2,085人日(平成20年)から502人日(平成25年)と1,583人日の減となつてゐる一方、「日雇労働者」が8,568人日(平成20年)となつていたものが、11,350人日(平成25年)と2,782人日の増となつてゐる。

(4)職種別労働者数(港湾派遣労働者、日雇労働者)
派遣及び日雇による就労は、共に「船内荷役作業員」及び「沿岸荷役作業員」の職種に多い。6大港別では、港湾派遣労働者の就労延日数は、関門港、横浜港、大阪港及び神戸港に多く、日雇労働者の就労日数については、横浜港、東京港及び神戸港に多い。
大阪港については、派遣労働者の就労により労働力の需給調整を図つてある。

(港湾派遣労働者)



(日雇労働者)



5 荷役の波動性に関する状況

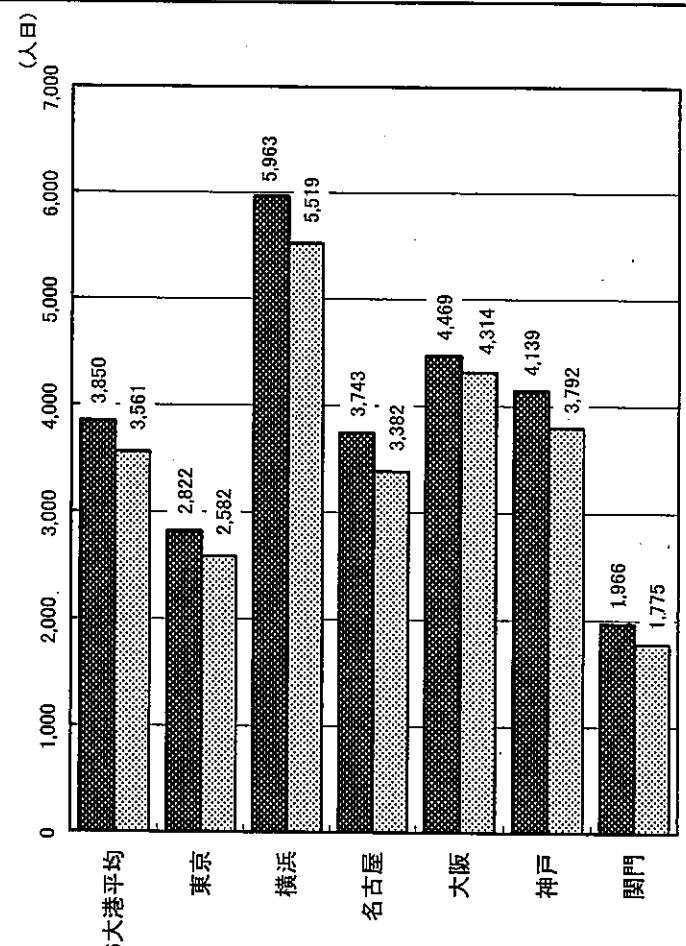
(1) 波動性の大きさ

「ピーク日」と「ボトム日」の差(波動性の大きさ)について、6大港平均では278人日(平成20年)、289人日(平成25年)と大幅な差異はない。港湾別では、横浜で509人日(平成20年)から444人日(平成25年)と65人日減少しているが、その他の港湾では前回又は微増となっている。

また、各港湾における「ピーク日」と「ボトム日」の差(波動性の大きさ)は、大阪を除き「ボトム日」の人日数の概ね1割程度となつている。

(平成25年)

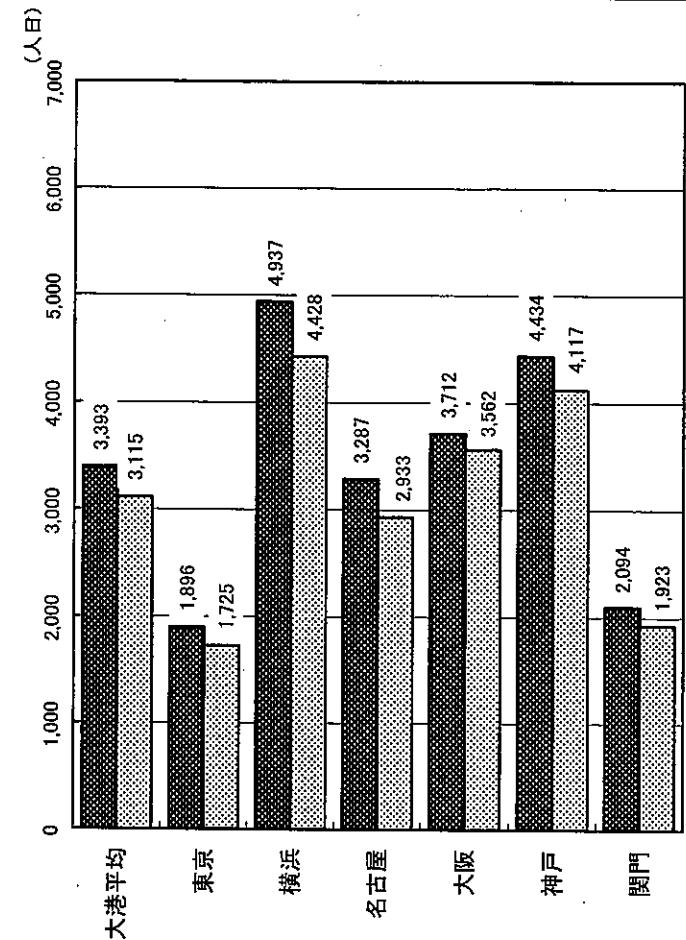
第23図 平日のピーク日とボトム日の就労延人員



■ピーク日
□ボトム日

(平成20年)

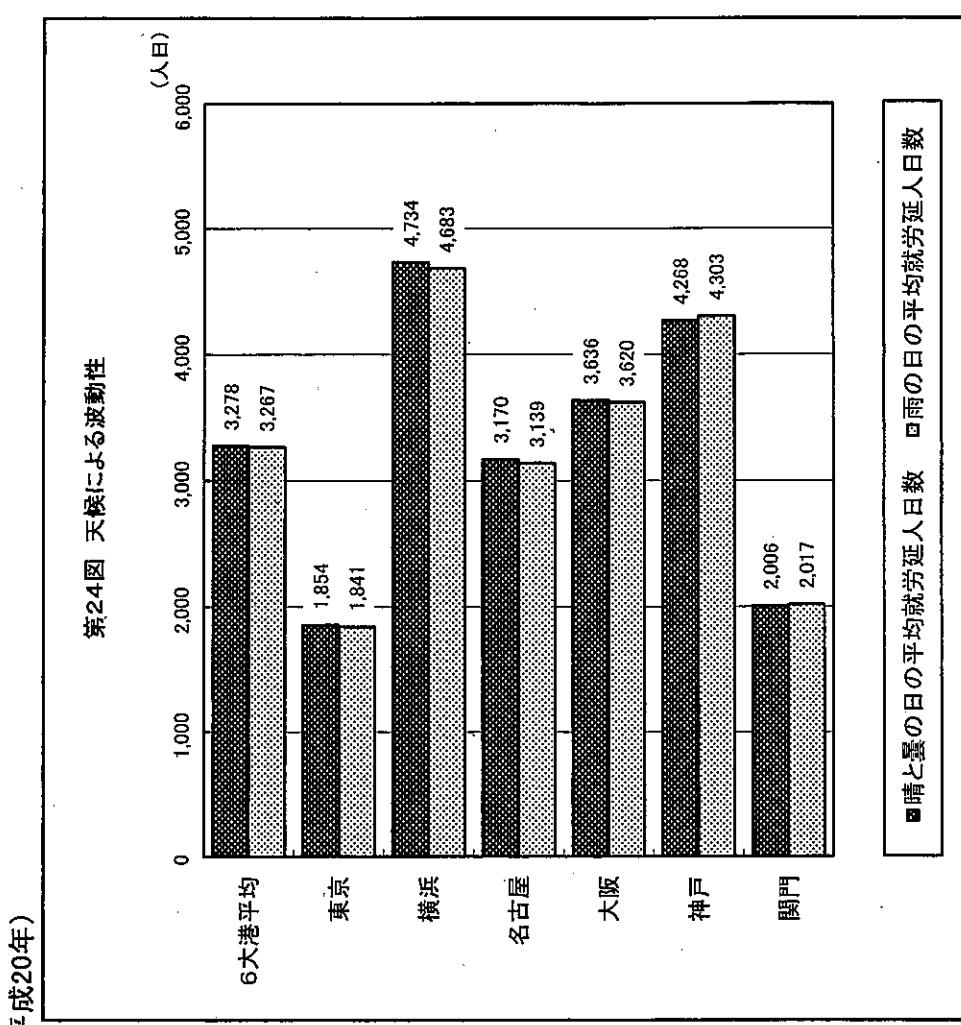
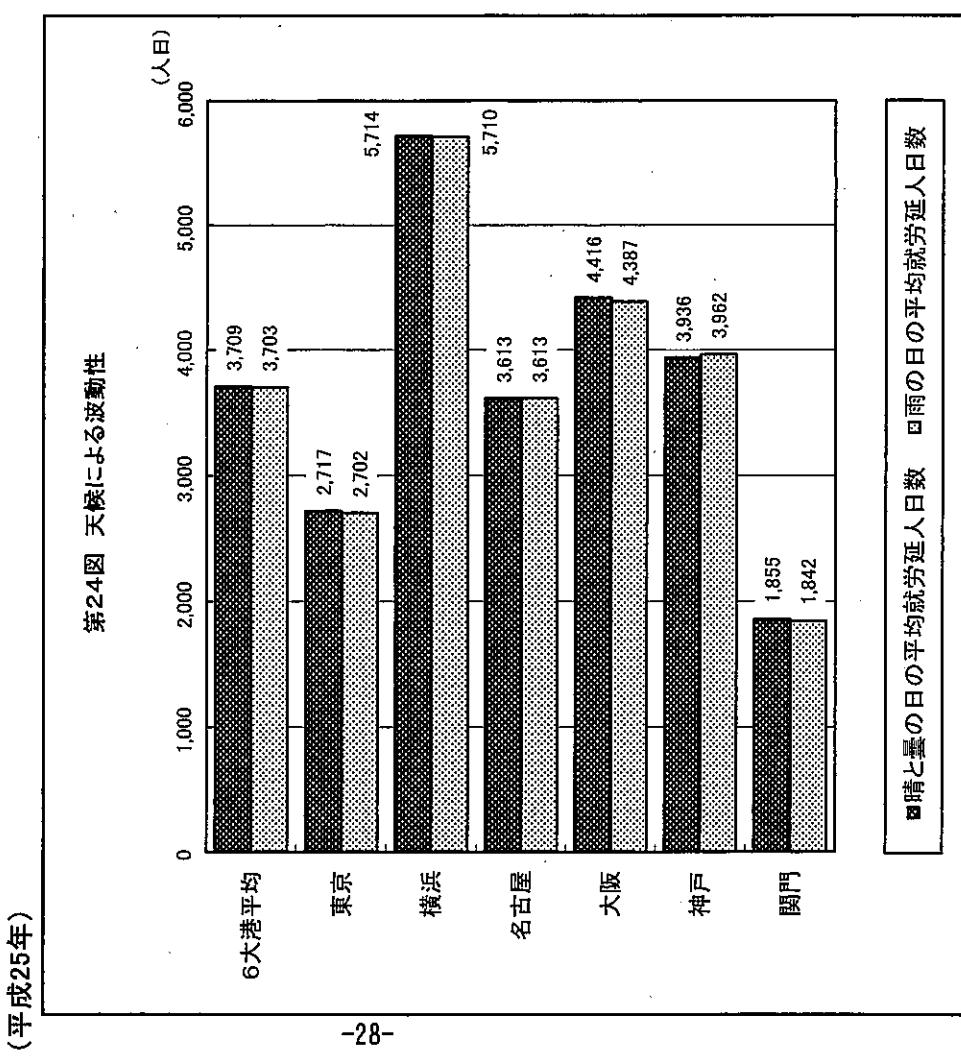
第23図 平日のピーク日とボトム日の就労延人員



■ピーク日
□ボトム日

(2) 天候による波動性

「晴と曇りの日の平均就労延人日数」と「雨の日の平均就労延人日数」について、平成20年、平成25年においても大幅な差異は見られない。

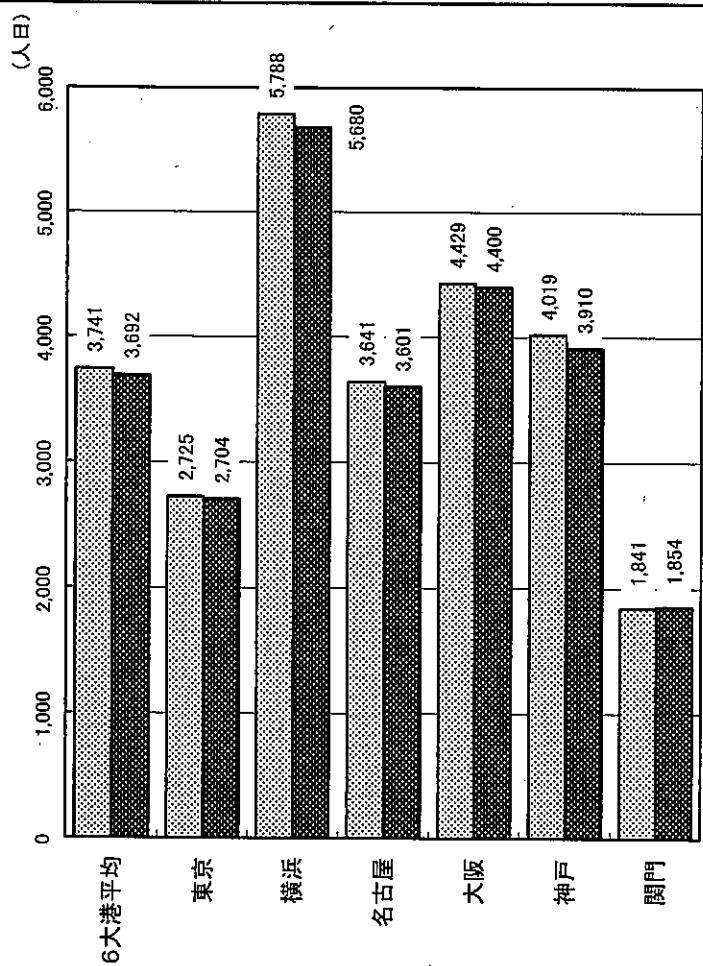


(3) 月末・月初の波動性

「月末・月初」の平均就労延人日数」と「月末・月初以外の日」の平均就労延人日数」について、平成20年、平成15年いずれにおいても大幅な差異はない。

(平成25年)

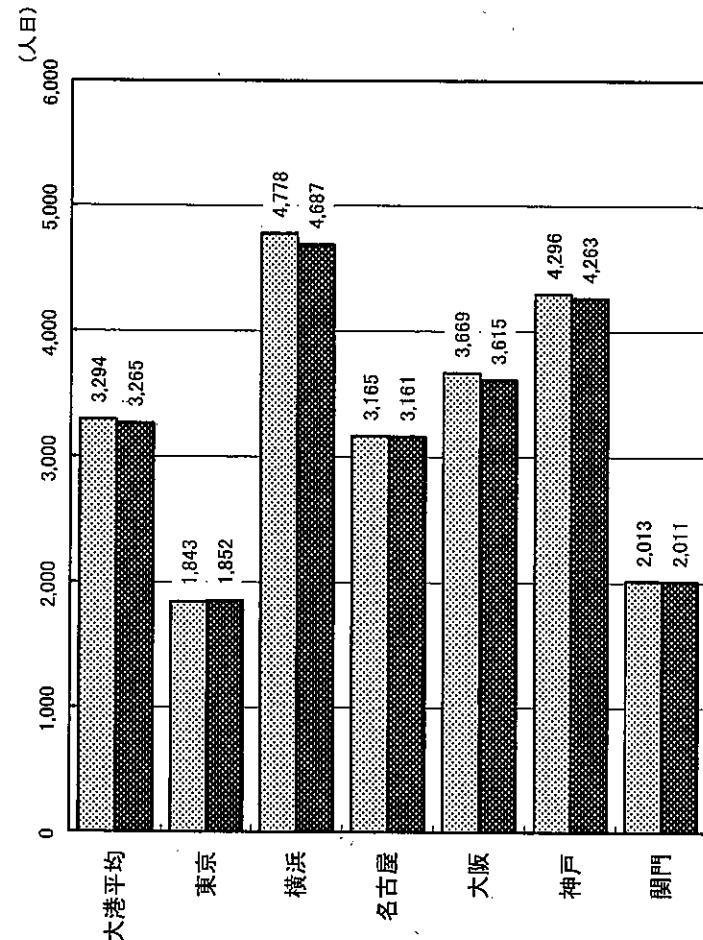
第25図 月末・月初の波動性



□「月末・月初」の平均就労延人日数
■「月末・月初以外の日」の平均就労延人日数

(平成20年)

第25図 月末・月初の波動性



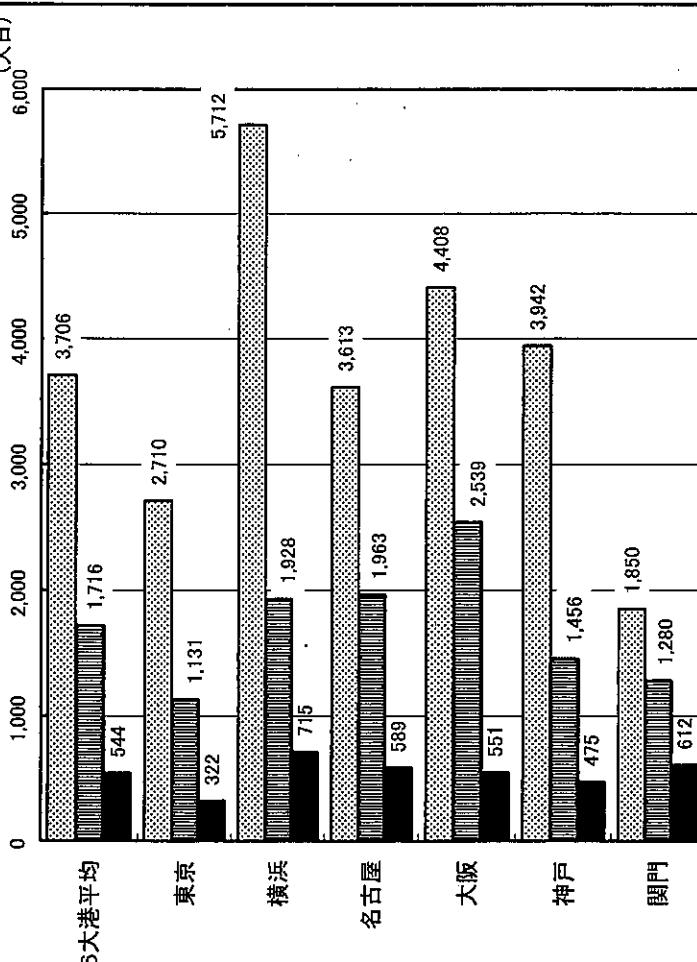
□「月末・月初」の平均就労延人日数
■「月末・月初以外の日」の平均就労延人日数

(4) 土・日の就労状況

6大港平均では、土曜日について1,644人日(平成20年)から1,716人日(平成25年)に、日曜日について481人日(平成20年)から544人日(平成25年)にいすれも増加している。港湾別では、東京・大阪で土・日いすれについても減少している。これらより、荷役量の変動等に伴い、各港湾における状況は異なると考えられる。

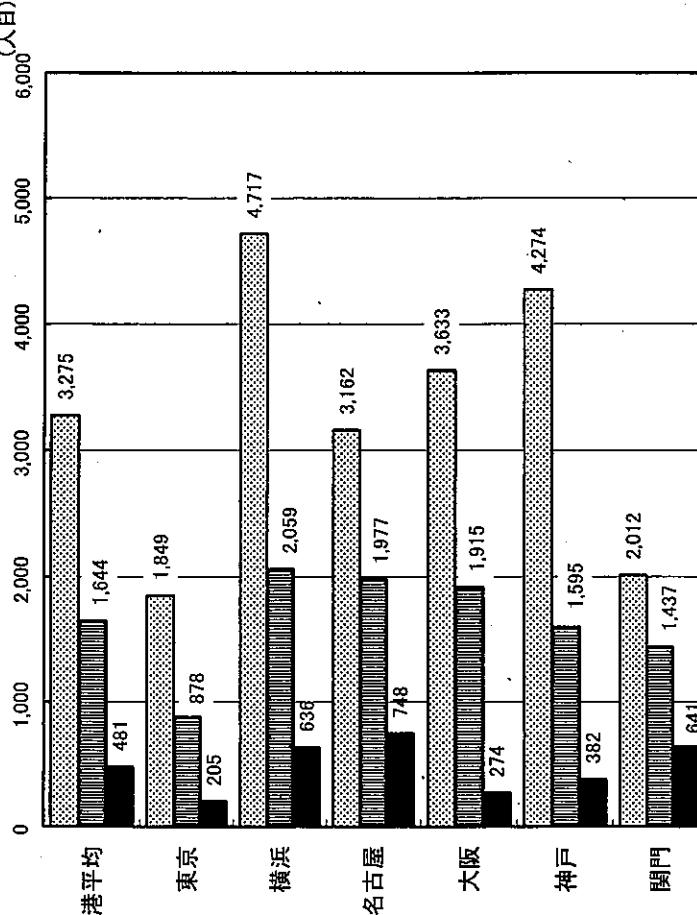
(平成25年)

第26図 土・日の就労状況



(平成20年)

第26図 土・日の就労状況



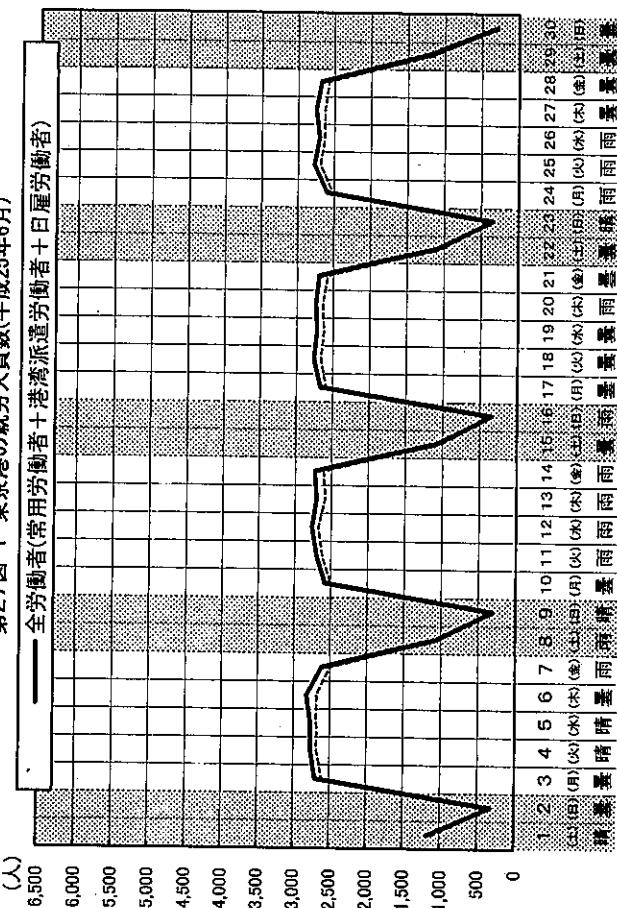
■平日の平均就労延人日数 ■土曜日の平均就労延人日数 ■日曜日の平均就労延人日数

■平日の平均就労延人日数 ■土曜日の平均就労延人日数 ■日曜日の平均就労延人日数

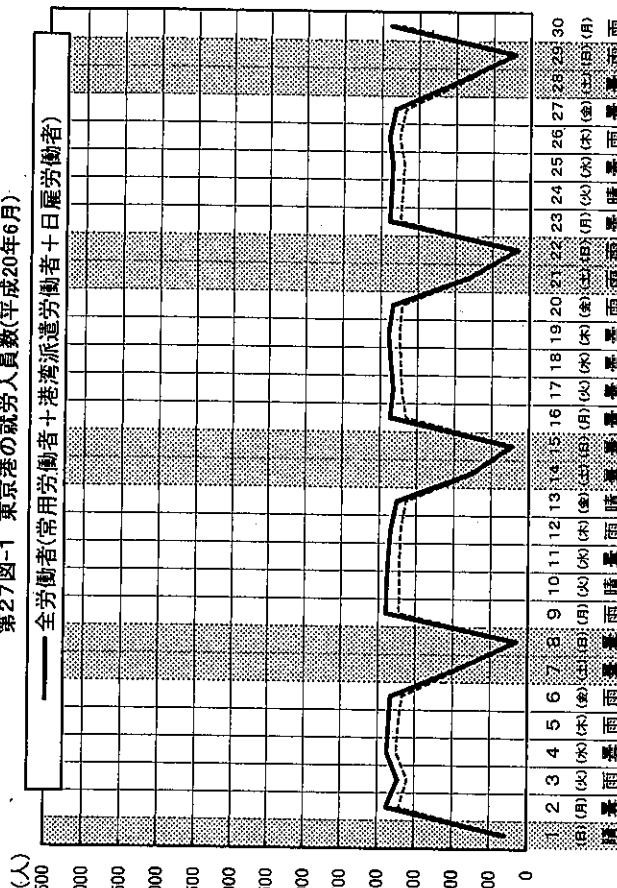
(5) 港別日々の波動性

平成25年、平成20年の各港湾いづれにおいても、大幅な差異は見られない。

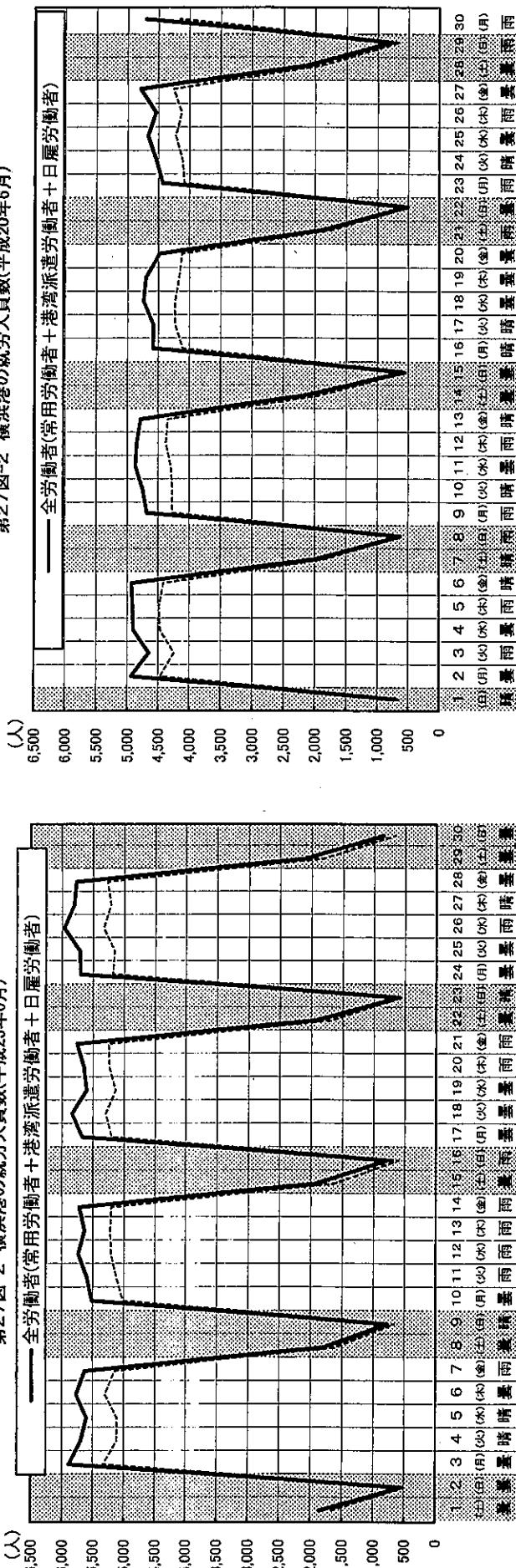
第27図-1 東京港の就労人員数(平成25年6月)



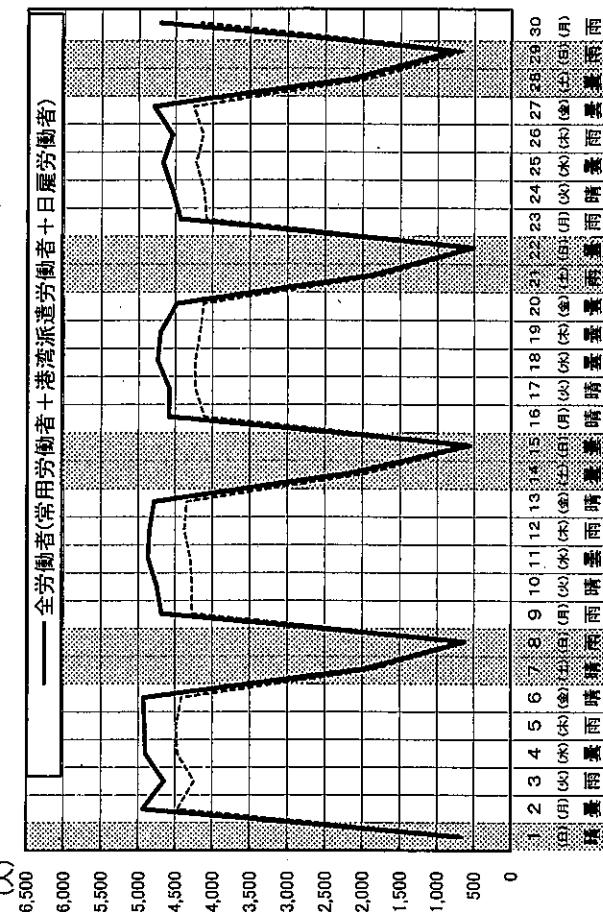
第27図-1 東京港の就労人員数(平成20年6月)



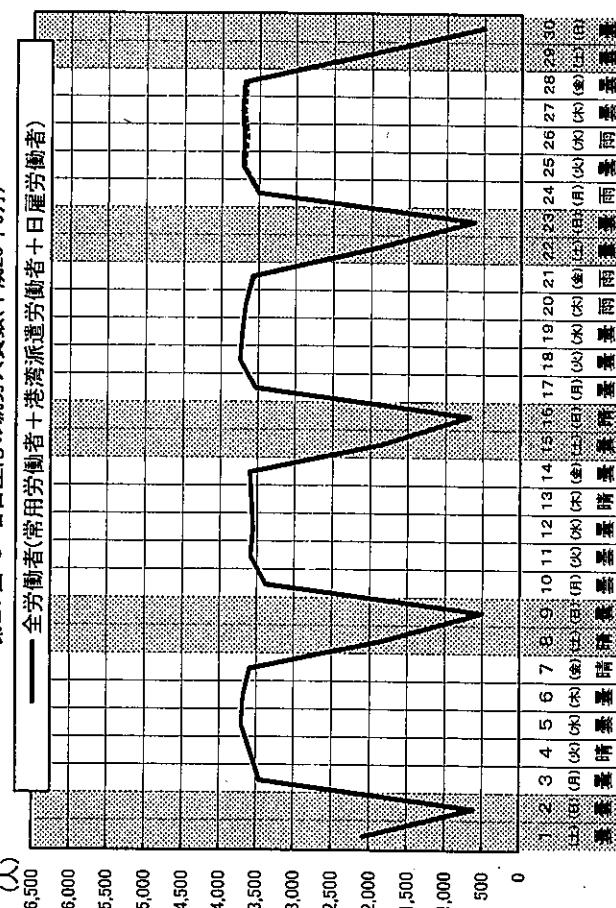
第27図-2 横浜港の就労人員数(平成25年6月)



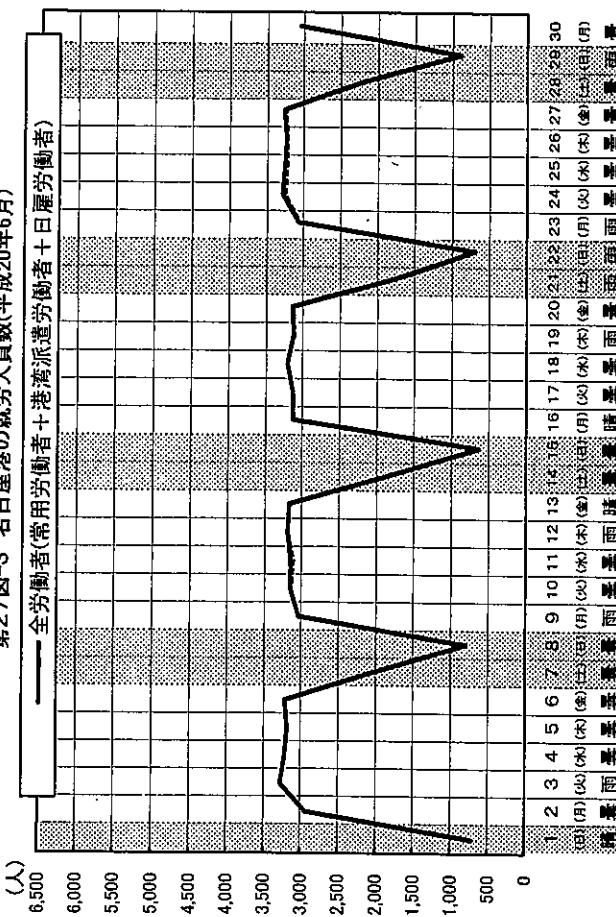
第27図-2 横浜港の就労人員数(平成20年6月)



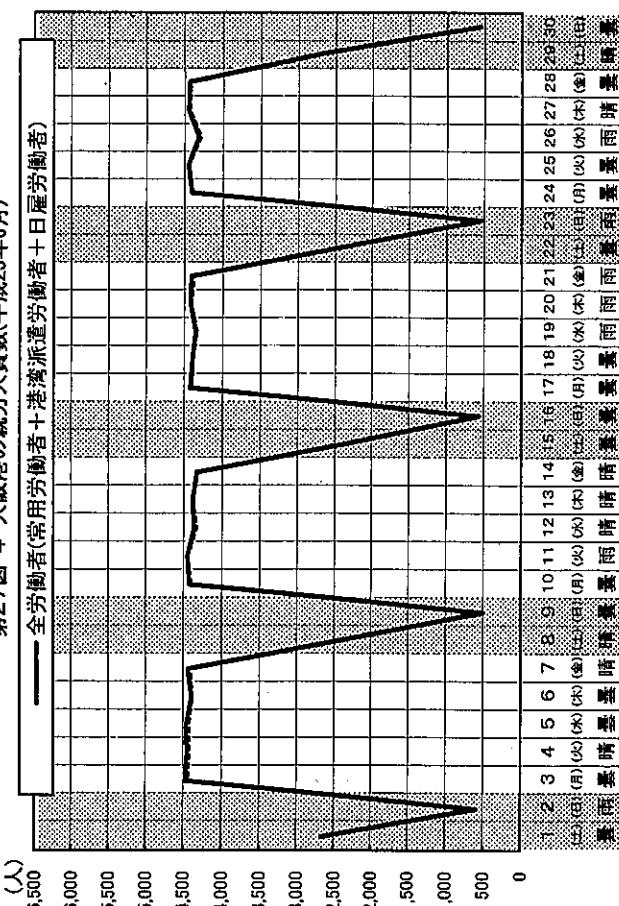
第27図-3 名古屋港の就労人員数(平成25年6月)



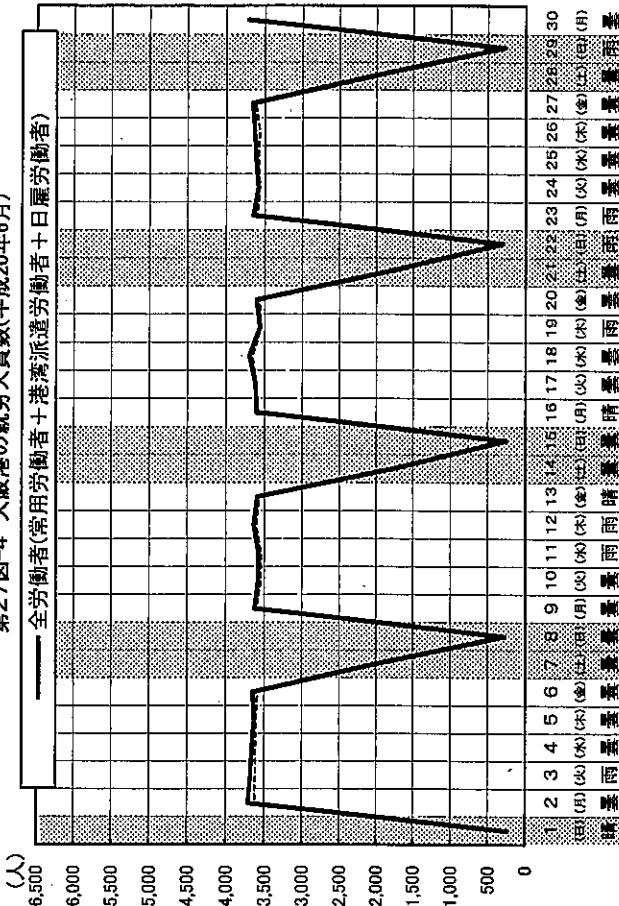
第27図-3 名古屋港の就労人員数(平成20年6月)



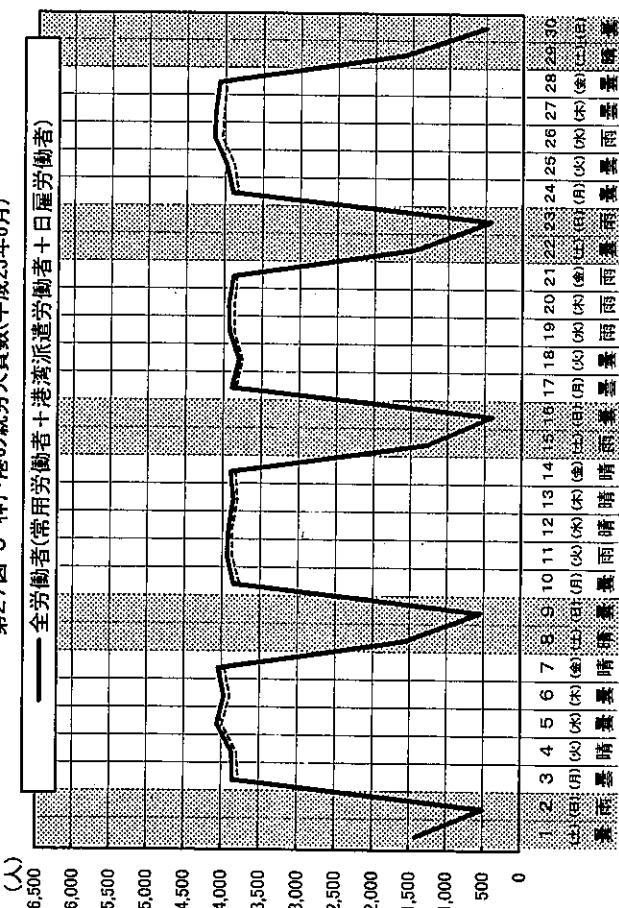
第27図-4 大阪港の就労人員数(平成25年6月)



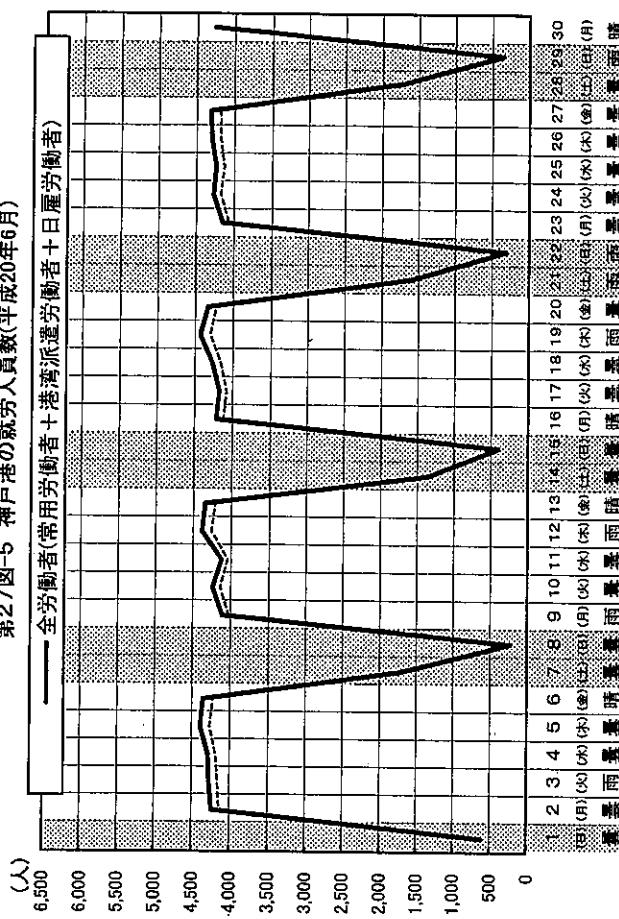
第27図-4 大阪港の就労人員数(平成20年6月)



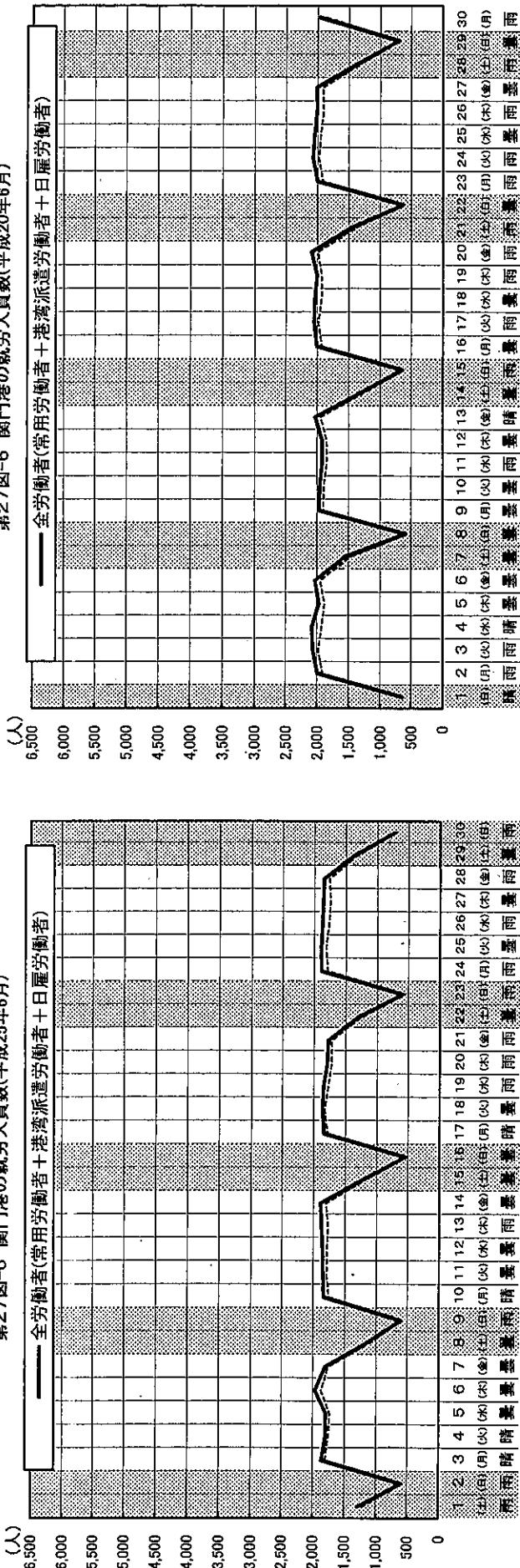
第27図-5 神戸港の就労人員数(平成25年6月)



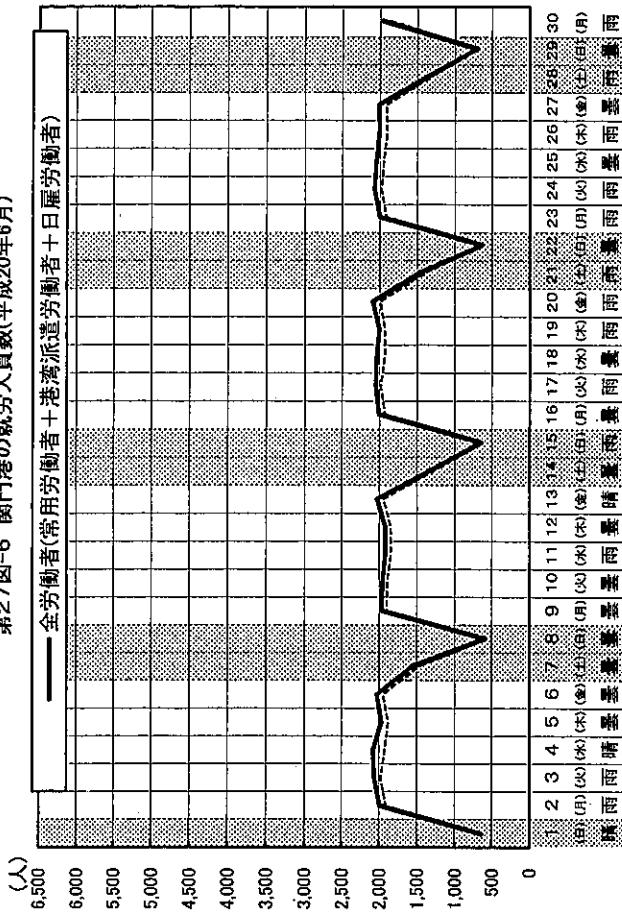
第27図-5 神戸港の就労人員数(平成20年6月)



第27図-6 関門港の就労人員数(平成25年6月)



第27図-6 関門港の就労人員数(平成25年6月)



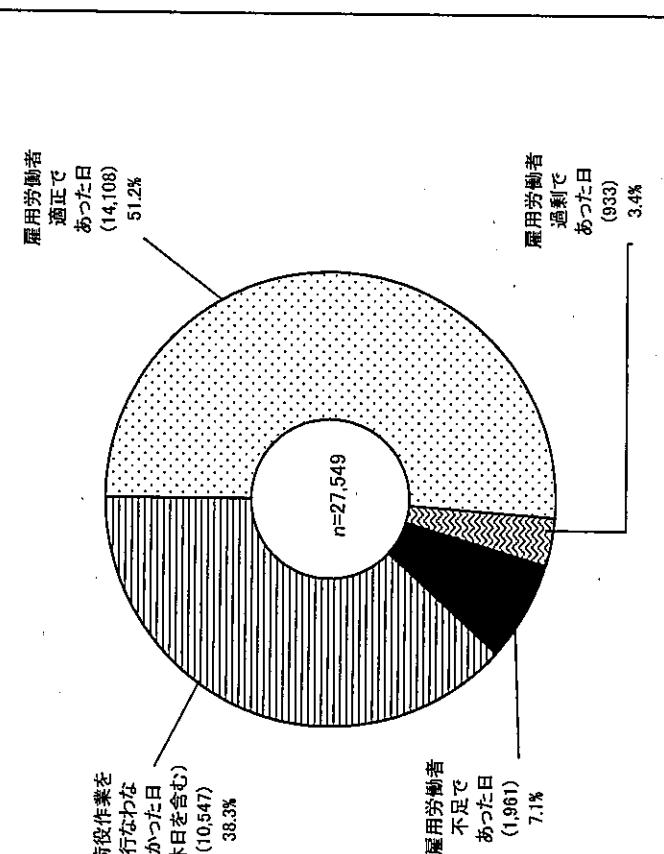
(6) 港湾労働者の過不足

6大港全体では、雇用労働者が適正であった日が51.2%（平成25年）と、平成20年と同じく過半数を占めている。これらより、荷役量の増加等に伴い、土・日の就労が概ね増えた。また、「荷役作業を行なわなかつた日」を除いて適正・過剰・不足を見てみると、過剰・不足が減少し、適正が増加していることがある。

これらより、港湾労働者の需給バランスは概ね適正な状況に推移しつつあると考えられる。

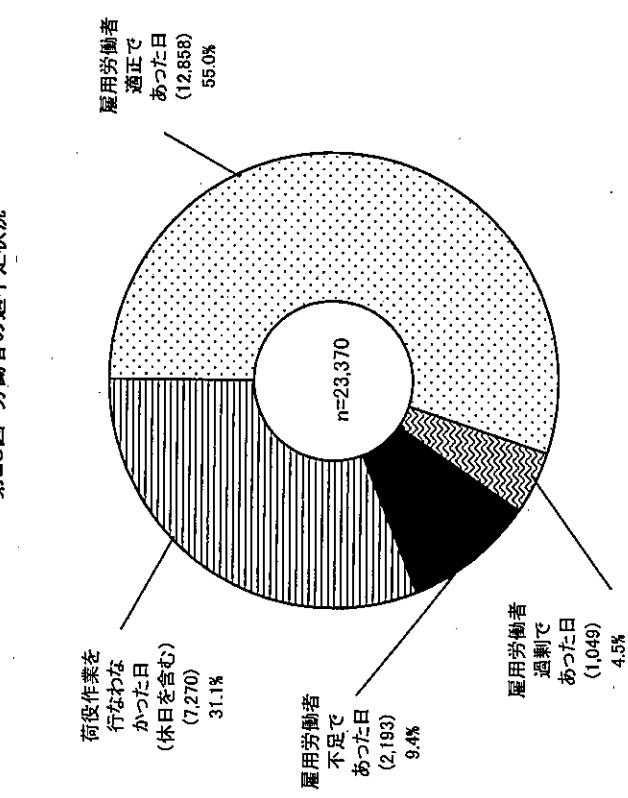
（平成25年）

第28図 労働者の過不足状況



（平成20年）

第28図 労働者の過不足状況

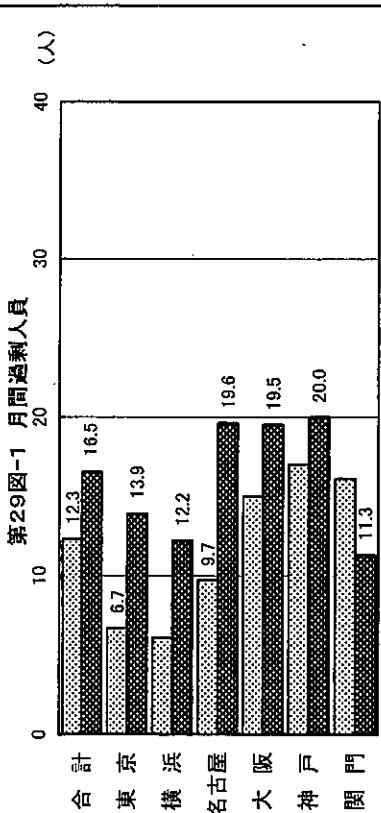


第28図 労働者の過不足状況

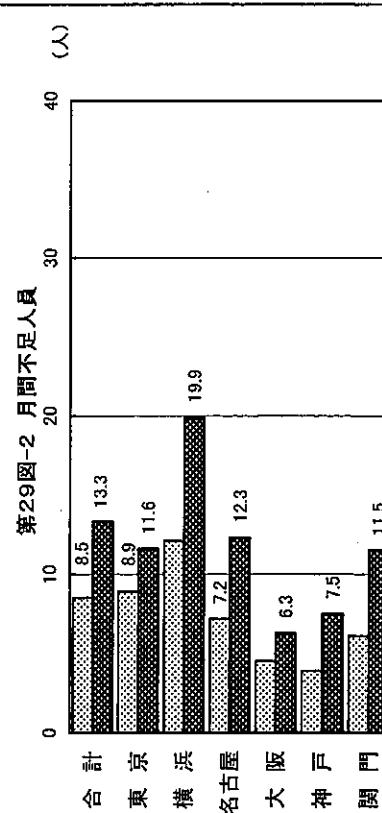
6大港全体では、平成25年において、月間の過剰日における平均過剰人数(12.3人)が不足日における平均不足人数(8.5人)より若干多くなっている。東京・横浜において平均不足人数が平均過剰人数よりも多くなっている一方、他の港湾では平均過剰人数が平均不足人数よりも多くなっている。

これらにより、平成25年における港湾労働者の需給バランスについて、6大港全体では概ね適正な状況であるものの、港湾別では需給ギャップが生じている傾向と考えられる。

(平成25年)

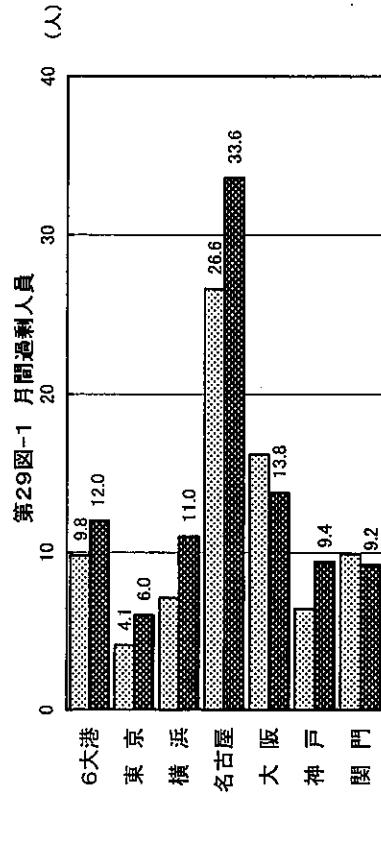


□過剰日における平均過剰人員
■最も過剰であった日ににおける平均過剰人員

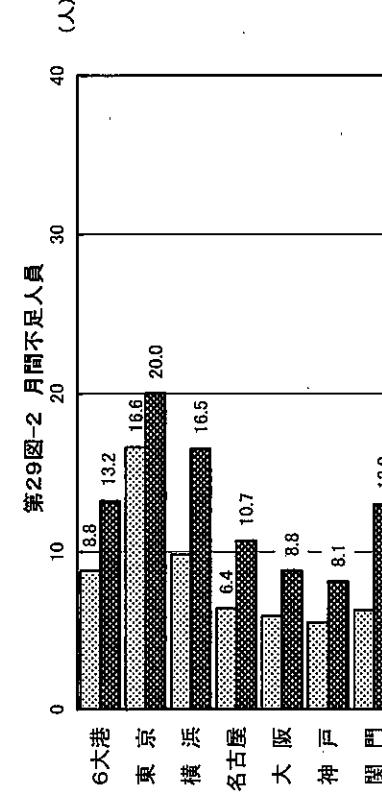


□不足日における平均不足人員
■最も不足であった日ににおける平均不足人員

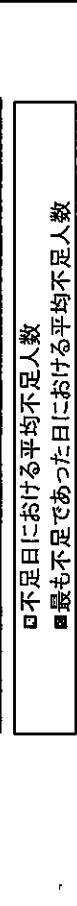
(平成20年)



□過剰日における平均過剰人員
■最も過剰であった日ににおける平均過剰人員



□過剰日における平均過剰人員
■最も過剰であった日ににおける平均過剰人員



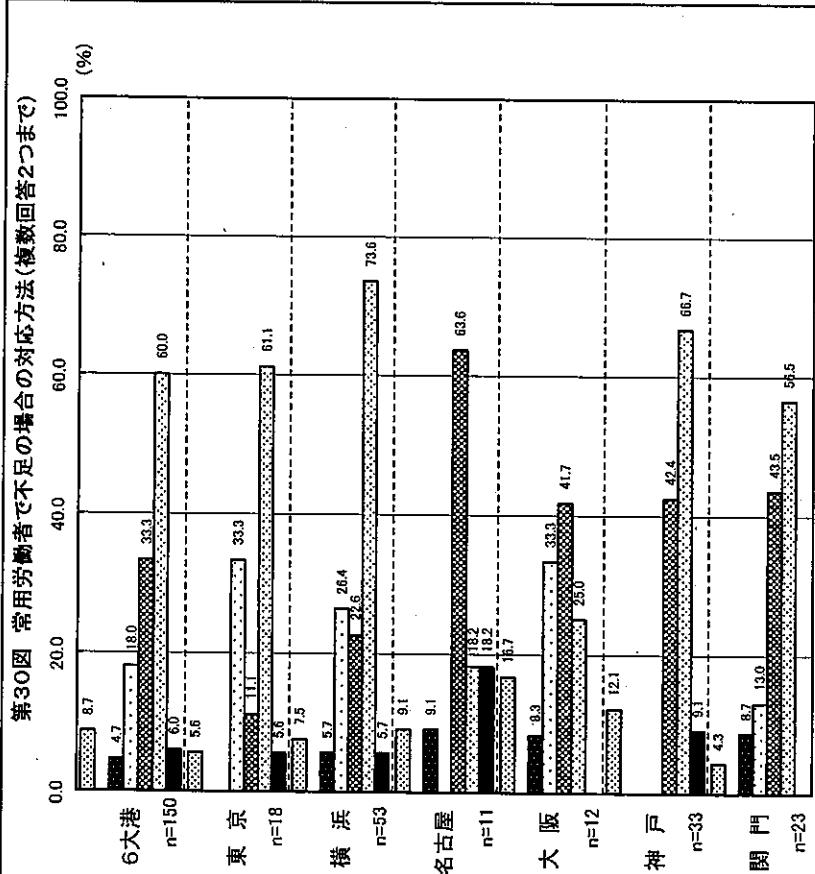
□不足日における平均不足人員
■最も不足であった日ににおける平均不足人員

(7) 不足の場合の対応方法

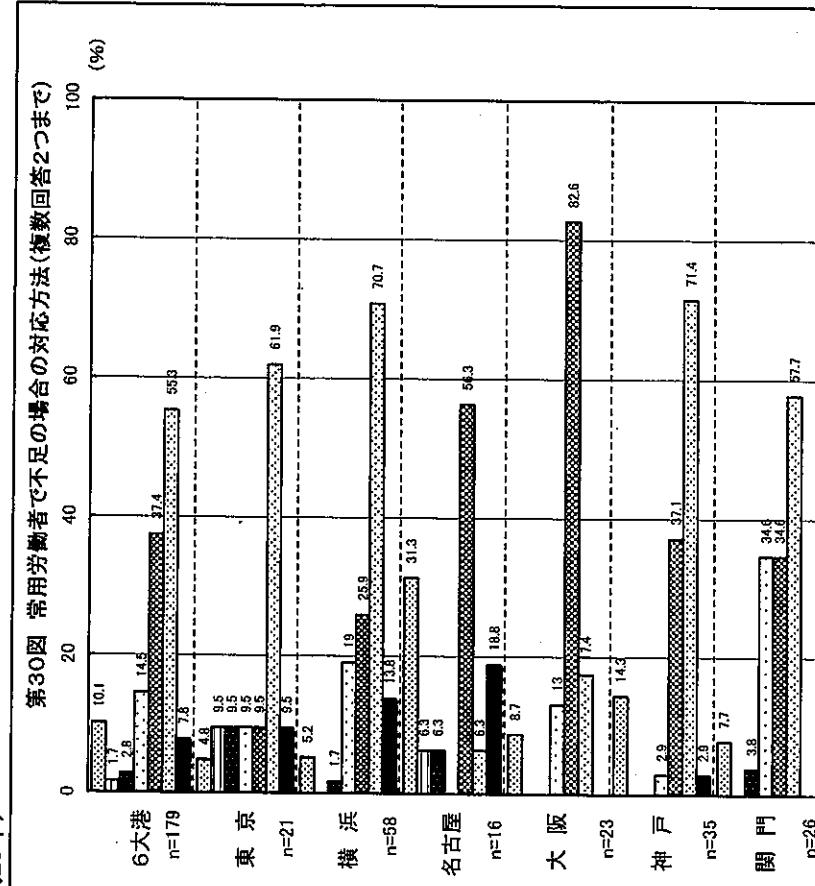
6大港全体では、「港湾派遣労働者の派遣を受けた」が37.4%（平成20年）から33.3%（平成25年）と減少し、「日雇労働者を雇い入れた」が55.3%（平成20年）から60.0%（平成25年）に増加している。港湾別では、「港湾派遣労働者の派遣を受けた」が大阪で82.6%（平成20年）から41.7%（平成25年）に大幅に減少、横浜で25.9%（平成20年）から22.6%（平成25年）に減少している一方、他の港湾では微増している。また、「日雇労働者を雇い入れた」が大阪で17.4%（平成20年）から25.0%（平成25年）と増加している一方、他の港湾では減少又は前回である。

これらにより、常用労働者が不足している場合において、名古屋においては増加、大阪においては減少などがみられるものの、各事業所外部の労働力（「港湾派遣労働者」や「日雇労働者」）を活用するケースは6大港全体としては概ね変わらない傾向と考えられる。

（平成25年）



（平成20年）



□仕事の期日を延ばしてもらった
■港湾運送部門以外の労働者が就労した
■港湾派遣労働者の派遣を受けた
■日雇労働者を雇い入れた
■その他

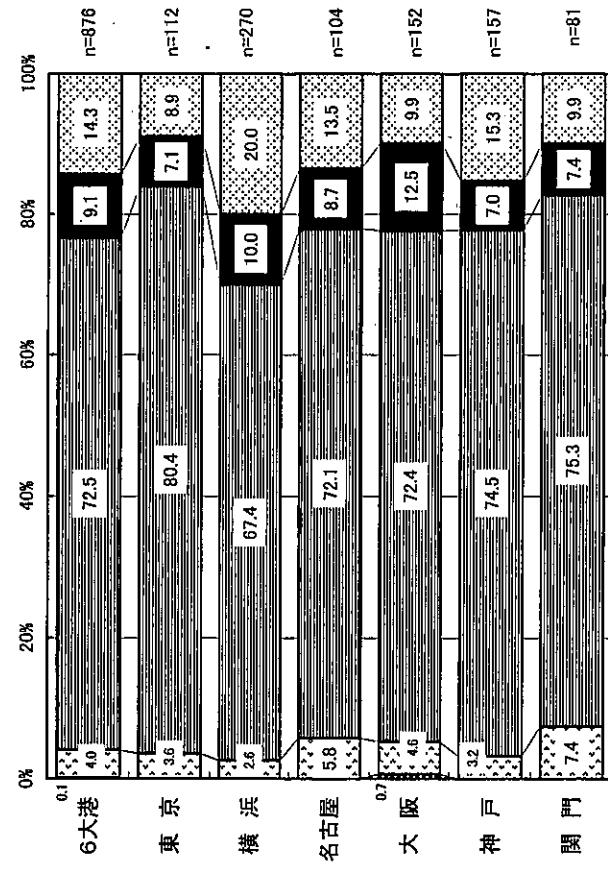
□処理できない分を元請に返還した
■自社の他事業所の労働者が就労した
■日雇労働者を雇い入れた
■その他

(8) 最近の日曜夜間荷役等の状況

6大港全体では、「特に変化なし」72.5%（平成25年）となり、平成20年と同じく過半数以上を占めている。また、「大幅に増加している」「ある程度増加している」「比べ減少している」が平成20年と比べ減少している。これらにより、最近の日曜夜間荷役等について、概ね平準化が図られてきている傾向と考えられる。

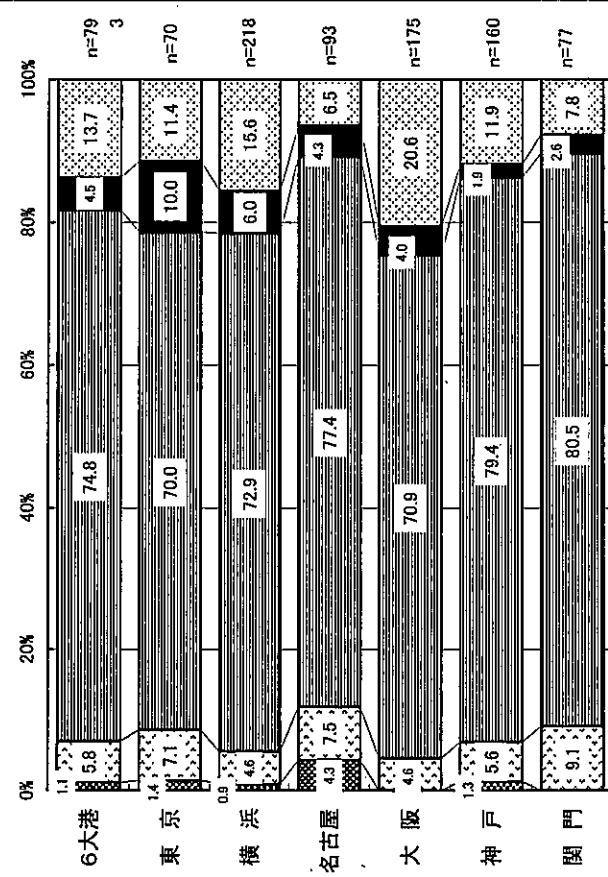
（平成25年）

第31図 最近の日曜・夜間荷役等の状況



（平成20年）

第32図 最近の日曜・夜間荷役等の状況



■大幅に増加している　□ある程度増加している　△特に変化なし

■減少している　□不明

■大幅に増加している　□ある程度増加している　△特に変化なし

■減少している　□不明

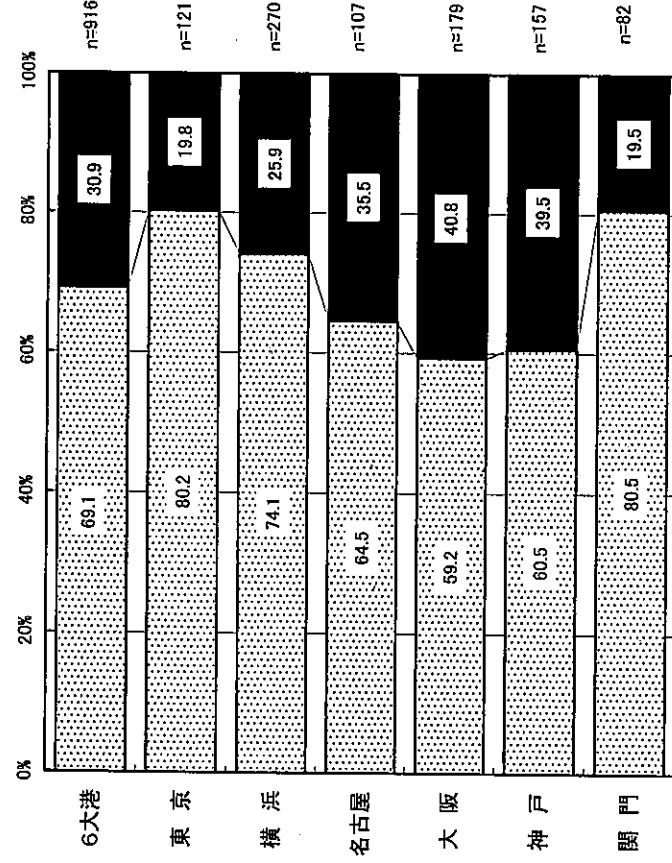
6 教育訓練の実施状況

(1) 教育訓練の実施の有無

6大港全体では、「訓練を実施した」が69.1%（平成25年）となっており、平成20年とほぼ同水準となっている。

（平成25年）

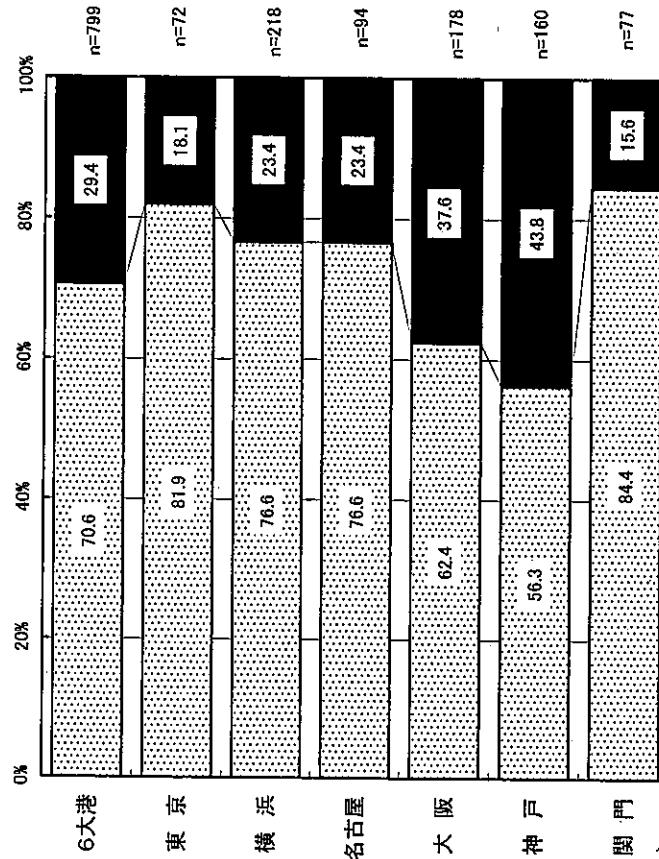
第33図 教育訓練の実施の有無



□訓練を実施した ■訓練を実施しなかった

（平成20年）

第33図 教育訓練の実施の有無



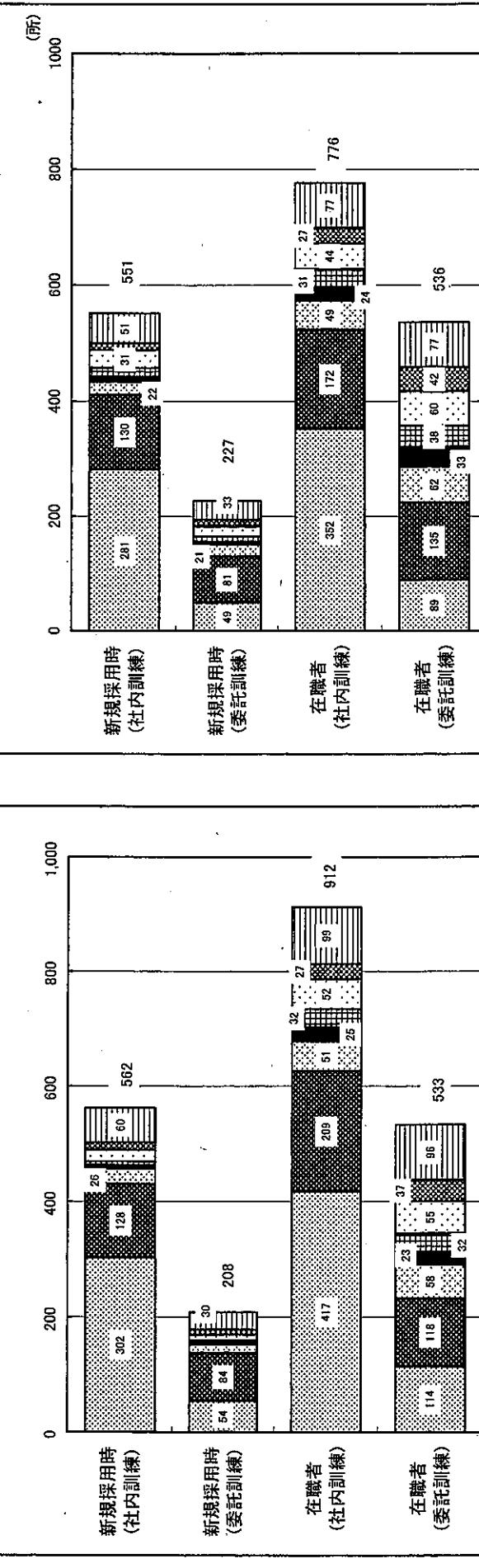
□訓練を実施した ■訓練を実施しなかった

(2) 教育訓練の実施方法

「新規採用時の社内訓練」を実施した事業所は、562事業所(平成25年)となつており、551事業所(平成20年)と概ね同水準である。「在職者に対する社内訓練」を実施した事業所は、912事業所(平成25年)となつており、平成20年に比して増加している。新規採用者向け・在職者向け教育訓練は、平成25年、20年両年度において、いずれも社内訓練が積極的に行われている。

(平成25年)

第34図 教育訓練の実施事業所数(M.A.)
(延所)

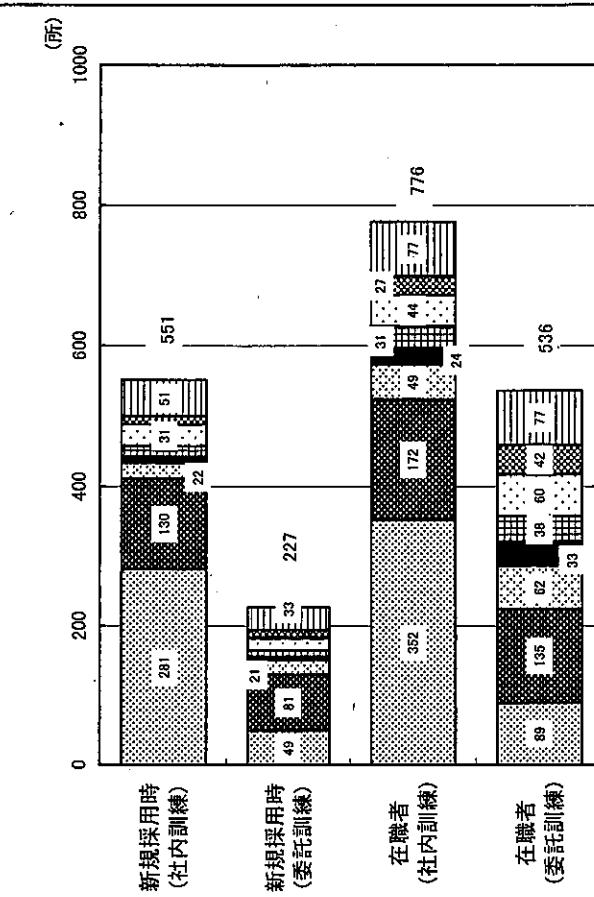


- 安全衛生
- フォークリフト運転
- ガントリークレーン運転
- 大型特種自動車等運転
- その他
- クレーン運転
- ショベル・ストラドル運転
- 他の荷役機械運転

*回答数が20以下は、数値を非表示

(平成20年)

第34図 教育訓練の実施事業所数(M.A.)
(延所)

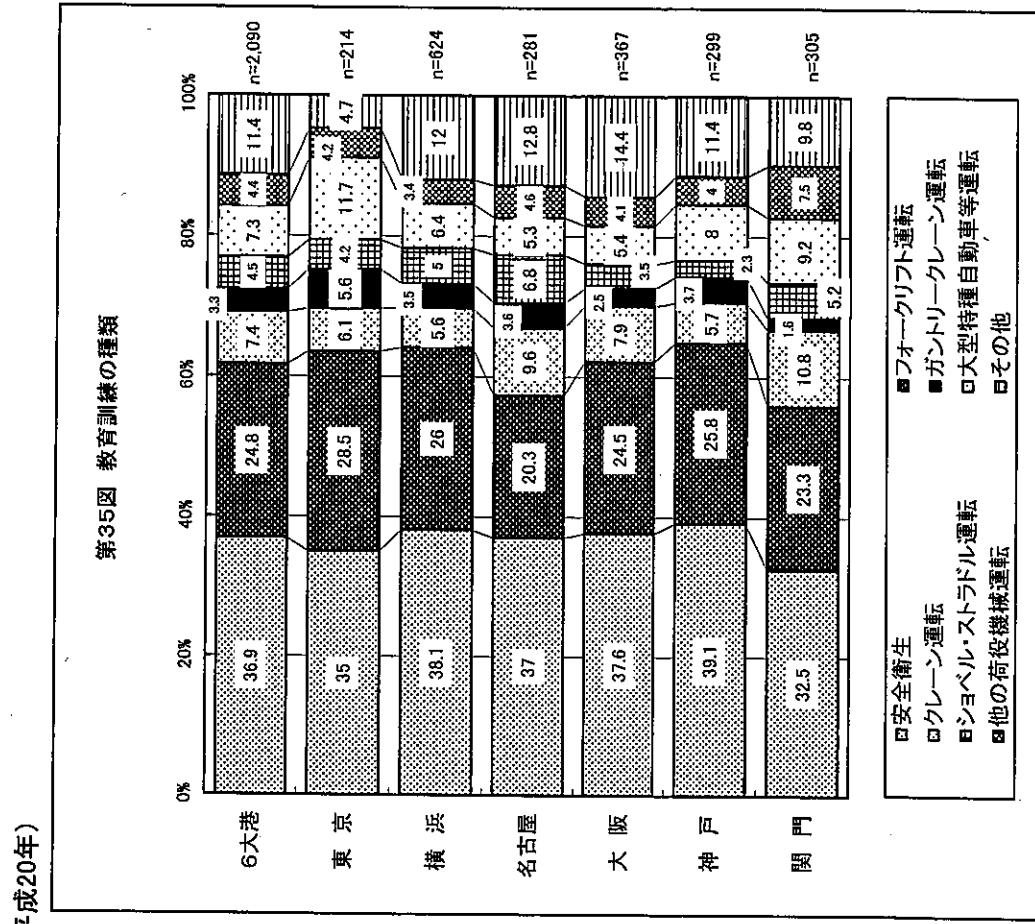
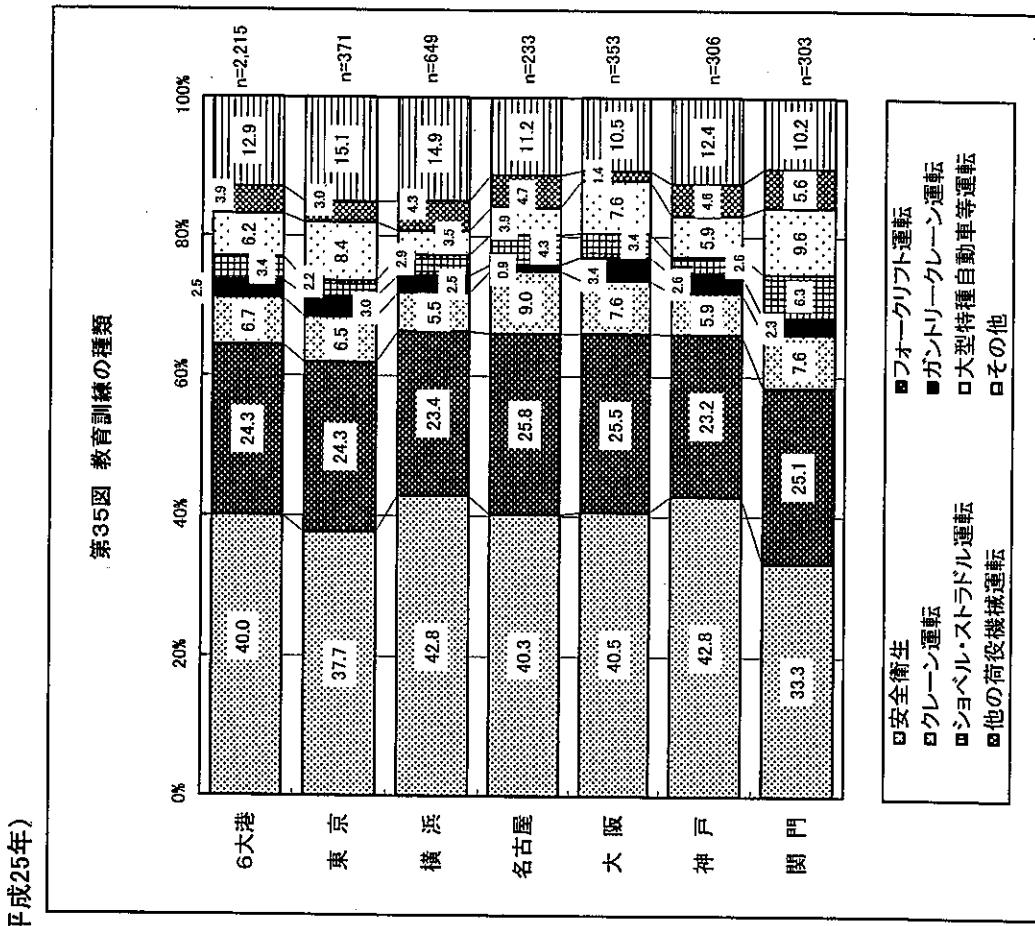


- 安全衛生
- フォークリフト運転
- ガントリークレーン運転
- 大型特種自動車等運転
- その他
- クレーン運転
- ショベル・ストラドル運転
- 他の荷役機械運転

*回答数が20以下は、数値を非表示

(3) 教育訓練の種類

6大港全体、各港湾別いぢれでも、平成25年、平成20年ともに「安全衛生」が最も高い割合を占めています。
これらにより、港湾運送事業を営む各事業所において、「安全衛生」分野における教育訓練が重点的に実施されている傾向と考えられる。
(平成25年)

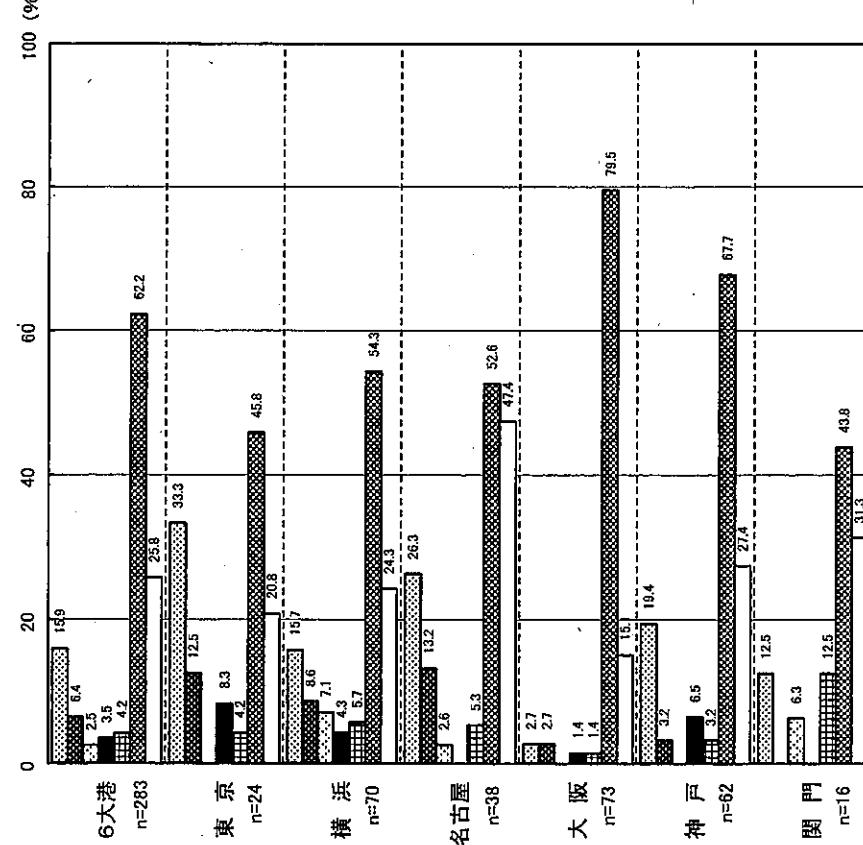


(4) 実施しなかった理由

6大港全体では、平成25年、平成20年いずれにおいても「対象者がいない」が最も多く、次いで「時間ががない」となっている。

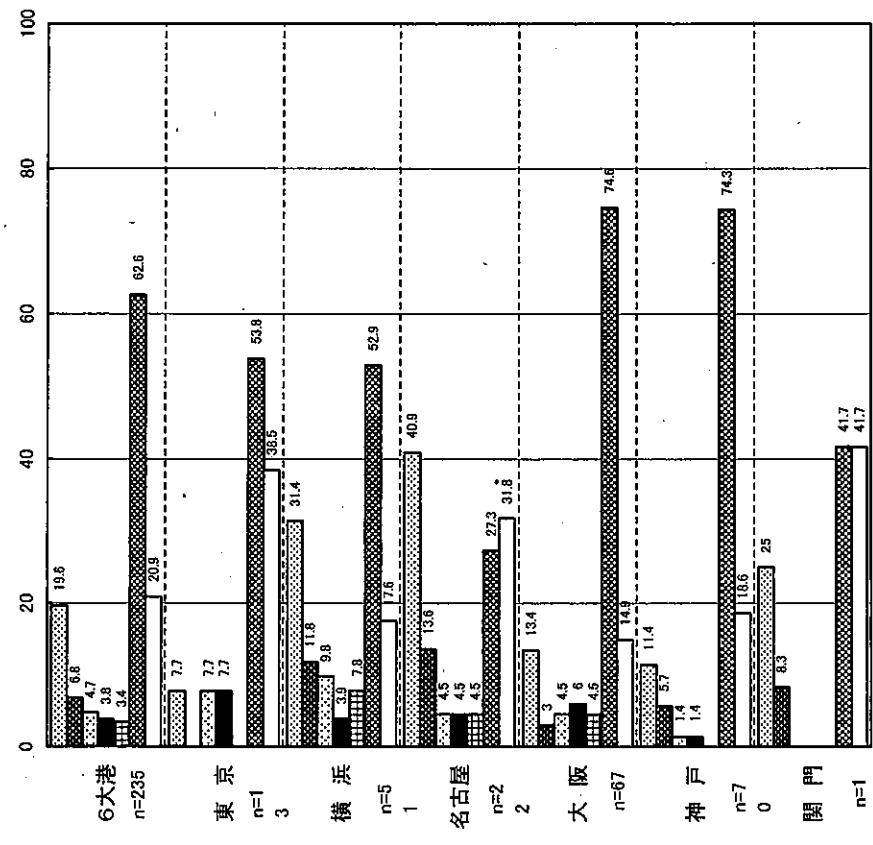
(平成25年)

第36図 教育訓練を実施しなかった理由(複数回答2つまで)



(平成20年)

第36図 教育訓練を実施しなかった理由(複数回答2つまで)



□時間がない
■費用がかさむ
□設備がない
■講師がない
■ノハウが分からぬ
□対象者がない
□その他

■費用がかさむ
□設備がない
■講師がない
■ノハウが分からぬ
□対象者がない
□その他